三重県埋蔵文化財年報11

昭和55年度

1981.3

三重県教育委員会

三重県　市郡別遺跡概数

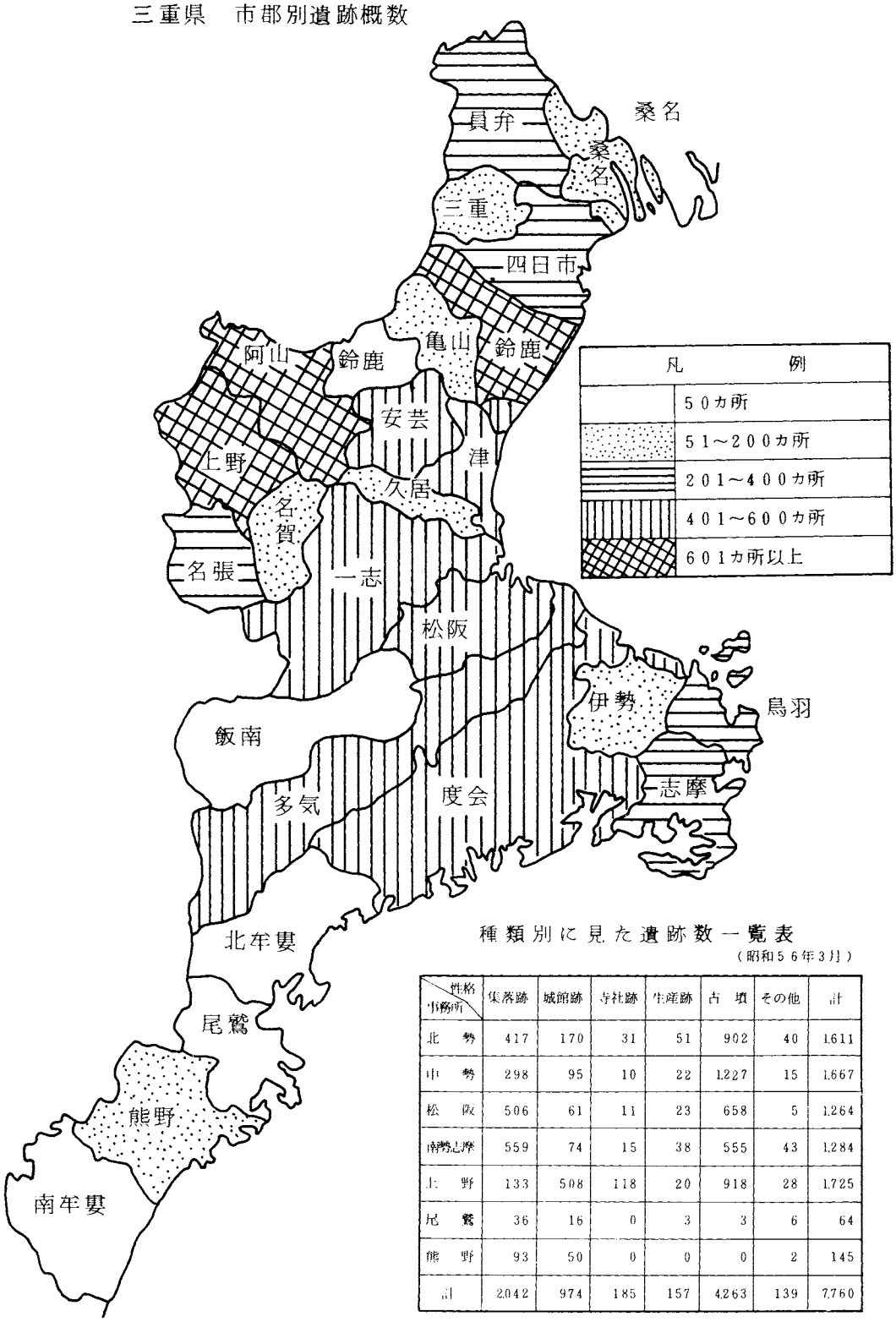

種類別に見た遺跡数一覧表

（昭和５６年３月）

性格 / 事務所	集落跡	城館跡	寺社跡	生産跡	古墳	その他	計
北勢	417	170	31	51	902	40	1,611
中勢	298	95	10	22	1,227	15	1,667
松阪	506	61	11	23	658	5	1,264
南勢志摩	559	74	15	38	555	43	1,284
上野	133	508	118	20	918	28	1,725
尾鷲	36	16	0	3	3	6	64
熊野	93	50	0	0	0	2	145
計	2,042	974	185	157	4,263	139	7,760

例　　言

1　この年報は、昭和55年度における県内の埋蔵文化財保護行政と調査の概要をまとめたものである。

2　Ⅲの緊急調査の現状のうち、2・緊急発掘調査の概要は、それぞれの発掘調査担当者による。

3　本書の編集は、文化課文化財係埋蔵文化財担当係において行った。

目　　次

Ⅰ　土地利用と埋蔵文化財……1

1. 市町村総合計画（案）等の事前審査……1

2. 民間企業の開発計画の事前協議……1

3. 国の機関等の開発計画の事前協議……4

4. 文化財保護連絡会……11

Ⅱ　埋蔵文化財保護体制の強化……12

1. 発掘調査事務所……12

2. 三重県文化財調査員の設置……14

3. 文化財パトロール……18

4. 埋蔵文化財発掘技術者研修……24

5. 埋蔵文化財担当者の研修……29

Ⅲ　緊急調査の現状……31

1. 大規模開発事業地域遺跡分布調査……31

2. 緊急発掘調査……34

Ⅳ　調査結果の公開……71

1. 発掘遺跡現地説明会の開催……71

2. 保管遺物の貸出し、写真等の掲載許可……71

Ⅴ　埋蔵文化財関係事務手続き……73

1. 文化財保護の指導要項……73

2. 埋蔵文化財関係事務の流れ（1）……78

3. 埋蔵文化財関係事務の流れ（2）……90

（付1）埋蔵文化財関係通知……102

（付2）埋蔵文化財担当業務……108

（付3）三重県埋蔵文化財認定通知物件……110

Ⅰ　土地利用と埋蔵文化財

1. 市町村総合計画（案）等の事前審査

市町村総合計画及び広域市町村計画の策定に際しては、埋蔵文化財保護に特に配慮するよう県総務部地方課に指導方を依頼している。その際留意すべき事項は次のとおりである。

基本構想において、(1)　文化財保護の項目の有無

(2)　埋蔵文化財包蔵地一覧表等による現状把握の有無

(3)　遺跡の周知徹底策の明記の有無

2. 民間企業の開発計画の事前協議

民間企業による各種土地開発事業と埋蔵文化財の保護については、関係諸法令、要項等によって方針が定められている。具体的取り扱いとしては、「文化財保護の指導要項」により関係機関、事業者に協力を求めている。その際の現地分布調査は、当該市町村教育委員会が関係教育事務所の指導をうけて実施し、その調査結果の（写）を県教育委員会に報告をすることとしている。

また、埋蔵文化財が確認された場合には別添(102頁)の取り扱いに基づき、協議するよう指導している。

〔民間企業等の開発計画地域内の遺跡分布調査一覧〕

種別	事業者	面積(㎡)	事業地	備考
砂利採取	トモエ商店	7,000	員弁郡北勢町麻生田東川原	
道路改良	県土木部	26,000	伊勢市上野町掛橋	
土取り	田中建材㈲	5,043	多気郡多気町河田字打起	古墳(?)
工場建設	松阪梱包㈱	1,488	一志郡嬉野町大字新屋庄字西大坪208の4	
宅地造成	個人	4,619	〃　〃　大字算所字新出	
モータープール造成	三糧輸送伊勢営業所	4,700	伊勢市村松町大字明野1353—39～56	
組合研修施設整備	県農業協同組合中央会	5,500	久居市森町字下山田	
水道工事	久居市	4,315	久居市明神風早池・森下山田	

種別	事業者	面積(㎡)	事業地	備考
学校寄宿舎	皇学館大学	38,426	伊勢市神田久志本町	
宅地造成	キタムラ産業	18,804	〃 上地富岡町	
鉄塔建設	中部電力㈱	22,000	一志郡白山町	
砂利採取	右京砂利	3,454	伊勢市柏田井戸田	
鉄塔建設	中部電力㈱	605	〃 磯町	遺跡
工場建設	御木本製薬	6,613	〃 通町	
線路	近鉄㈱	7,352	阿児町神明	
工場・倉庫	個人	1,771	一志郡嬉野町大字算所	
店舗	農協	2,634	〃 〃 大字中川	
勤労者運動施設	大王町	3,100	志摩郡大王町登茂山	
土地開発	伊勢市土地開発公社	15,000	伊勢市船江	
〃	大成不動産㈱	1,019	〃 神社港辻名	
造成工事	赤福㈱	5,868	〃 楠部町月ケ崎・前ノ谷	
宅地造成	西淀空調機㈱	50,000	上野市東高倉	
工場造成	上野印刷㈱	4,104	〃 四十九	
〃	石田電機製作所	4,142	〃 小田	
団地造成	上野ハウス㈱	4,888	〃 西明寺	
土取り	井ゲタ興産㈱	21,612	〃 治田	
消防本部庁舎	伊賀北部消防	5,200	〃 平野	
ごみ処理	環境衛生組合	11,630	〃 下友生	
団地造成	矢倉産業	1,720	一志郡嬉野町須賀	
養豚場	八州建設㈱	7,000	〃 一志町波瀬	
住宅地造成	大倉建設㈱	858,000	名賀郡青山町阿保	古墳3基、石仏1
砂利採取	スギヤマ工業	10,000	員弁郡員弁町西方	宝篋印塔
体育館建設	皇学館大学	5,615	伊勢市楠部町	
工場用敷地	豊田照明器具製体所	500	一志郡一志町大字井庄字高畑340—1～6	遺跡
倉庫・事務所	新谷土建	3,438	伊勢市古市町大字鵜山350—1～9	
駐車場用地	個人	520	〃 磯町大字石小路1714の1	
造成工事	伊勢市長	7,043	〃 岩淵2丁目477—2	
御売市場	伊勢志摩総合地方御売市場㈱	60,476	〃 西豊浜町出雲	遺跡

種別	事業者	面積(㎡)	事業地	備考
豊浜西小	伊勢市長	680	伊勢市西豊浜殿垣外	小御堂前遺跡
四郷小	〃	680	〃 楠部向山	
宮山小	〃	1,087	〃 旭町	
霊場	観音寺	50,000	一志郡白山町大字佐田	
校舎建設	協栄学園	2,433	伊勢市一之木4丁目 947・948	
宮川配水池造成	伊勢市長	6,000	伊勢市二俣町東万町	
保育園	近藤弘	4,312	〃 佐八町前田・寺原	
ゴルフ場造成	平城開発㈱	1,000,000	一志郡白山町家城川口	馬廻り古墳群(2基)現状保存
宅地造成	松屋不動産	100,000	〃 嬉野町大字天花寺字西野赤坂	片野家古墳
土取り	右京砂利	4,956	度会郡勢和村	
宅地造成	個人	3,300	伊勢市円座町	
公営住宅	伊勢市長	3,950	〃 倭町	
宅地造成	岩井商事㈱	4,328	〃 勢田町字中山	
ビジネスホテル用地	真㈲	1,824	〃 植山町字向山 257番1他3筆	
砂利採取	川端組㈲	4,376	〃 豊浜町大字磯田 4652～4655	
宅地	信義商事㈱	2,955	一志郡嬉野町黒田	
〃	萩原建設㈲	1,397	伊勢市馬瀬町高田	
〃	三重県住宅供給公社	28,150	〃 楠部町緑ケ丘	
砂利採取	右京砂利	12,244	多気郡明和町山大淀	
〃	大西砂利	8,835	〃 〃 竹川	
〃	砂利久	6,097	〃 〃 大淀中山	
倉庫	浅野段ボール	7,059	〃 〃 斎宮字高瀬野	
宅地造成	吉田産業㈱	2,195	〃 〃 竹川	
都市計画	嬉野町企画課	4,000	一志郡嬉野町須賀	権現前西方遺跡、権現前西方古墳群(3基)高くね遺跡
宅地	個人	1,000	〃 〃 下之庄	
砂利採取	トモエ商店		員弁郡北勢町大字麻生田字東川原511	

3. 国の機関等の開発計画の事前協議

国の機関、地方公共団体等が周知の埋蔵文化財包蔵地において、事業を実施する場合には、文化財保護法第５７条の３の規定により、事業計画の策定にあたって、あらかじめ文化庁長官に通知することになっている。文化課では、この趣旨を徹底させるため、年度当初、開発関係行政機関に対し、事業計画の照会をするとともに、事業地内埋蔵文化財の有無を確認している。又、埋蔵文化財が事業地内に存在する場合には、その取り扱いについて当課と協議するよう申し入れをしている。今年度、国の機関等から通知（法５７条の３）があったものは１件、県機関２０件、市町村機関９件、公団１件であった。

国の機関等による文化庁協議（法５７条の３による通知）

遺跡名	事業名	所在地	面積	通知者	備考
将軍塚遺跡	農村地域定住促進圃場整備	阿山郡阿山町円徳院	109,000㎡	阿山町	調査済
門前遺跡	県営圃場整備事業	員弁郡大安町門前	10,500	県	保存
石博下遺跡	〃	〃　〃　片樋	8,000	〃	試掘
御薗遺跡	〃	〃　員弁町金井	3,600	〃	工事立会
小金塚遺跡	〃	〃　東員町山田	100,000	〃	水路部分調査
栗ノ木遺跡	〃	〃　〃　〃		〃	〃
神大寺遺跡	〃	鈴鹿市南堀江町	1,810	〃	削平部800㎡調査
浄土寺南遺跡	〃	安芸郡安濃町浄土寺	14,000	〃	〃 5,000㎡調査
黒田遺跡	〃	一志郡嬉野町見永	139,350	〃	試掘
山神田遺跡	〃	〃　〃　〃		〃	保存
天華寺廃寺	〃	〃　〃　天華寺	25,600	〃	調査
北瀬古遺跡	〃	〃　〃　〃		〃	試掘
蛇亀橋遺跡	〃	〃　〃		〃	次年度へ
上野遺跡	〃	一志郡白山町川口	5,540	〃	工事立会
瀬古遺跡	〃	〃　〃　〃		〃	〃
土古路北方遺跡	〃	松阪市土古路町	65,000	〃	試掘
南山遺跡	〃	〃　南山		〃	〃
新兵衛山遺跡	〃	多気郡明和町佐田	1,500	〃	〃

遺跡名	事業名	所在地	面積	通知者	備考
東村東方遺跡	県営圃場整備事業	多気郡明和町佐田		県	試掘
藤原遺跡	〃	〃 〃 有爾中	270,000	〃	〃
円座遺跡	〃	伊勢市円座町	1,800	〃	工事立会
喰代遺跡	〃	上野市喰代	18,700	〃	試掘
下り谷遺跡	〃	〃 比自岐	3,500	〃	調査
馬別当遺跡	〃	〃 領主谷		〃	次年度以降へ
笠部遺跡	〃	〃 笠部	30,300	〃	試掘
神部遺跡	〃	〃 〃		〃	調査（水路部分）
真泥A遺跡	〃	阿山郡大山田村真泥		〃	試掘
高猿6号墳	〃	上野市喰代		〃	調査
沢遺跡	〃	阿山郡大山田村広瀬	24,400	〃	試掘
西沖遺跡	〃	〃 〃 〃		〃	調査
上原城遺跡	〃	名張市上原城	1,200	〃	試掘
殿垣外遺跡	豊浜西小学校体育館建設	伊勢市西豊浜町	680	伊勢市	調査
東山遺跡	北浜中学校構堂改築	〃 東大淀町	885	〃	
天王平尾津平遺跡	多度小学校建設	桑名郡多度町小山	5,758	多度町	調査
中鳶遺跡	大里小学校建設	津市大里窪田町	825	津市	〃
巽ヶ丘遺跡	市立巽ヶ丘幼稚園建設	久居市東鷹跡町	596	久居市	〃
田丸城跡	玉城町庁舎建設	度会郡玉城町田丸	4,986	玉城町	〃
天王平尾津平遺跡	県道四日市多度線	桑名郡多度町小山	19,000	県	〃
榊原城跡	榊原小学校建設	久居市榊原町	1,000	久居市	56年度調査
愛宕古墓	林道建設	多度町愛宕	2,100	多度町	調査
福地城跡	名阪国道側道工事	阿山郡伊賀町	300	建設省	56年度調査

(1) 農業基盤整備事業等と埋蔵文化財

農業基盤整備事業には、県営圃場整備事業をはじめ、団体営圃場整備事業その他があって、近年、県営圃場整備事業地区内に埋蔵文化財が含まれる事例が増加している。

今年度も整備面積832haの中で、分布調査の結果43件の埋蔵文化財が

確認され、その面積が９２０,０００㎡におよぶことが判明し、耕地第２課、各耕地事務所及び土地改良区と協議を重ね、出来るだけ保存につとめた結果、２５件、約２０,０００㎡の遺跡については、削平部分、水路部分についてやむを得ず調査を実施した。

一方、市町村教育委員会が調査を実施した遺跡は７件である。

事業名	地区	事業面積	遺跡名	所在地	遺跡面積	取り扱い
県営圃場整備	大安西部	19ha	石塼下遺跡	大安町片樋字天王115	15,000	工事実施
	大安東部	40	門前遺跡	〃 門前	23,000	盛土保存
	員弁	17	御薗遺跡	員弁町御薗	3,600	工事立会
	東員	71	栗ノ木遺跡	東員町山田	40,000	水路部分調査、他は保存
			小金塚遺跡	〃 〃	40,000	一部水路部分調査、他は次年度事業に
			山田廃寺	〃 〃	10,000	水路部分調査、他は保存
	菰野	26	—	—	—	
	ちくさ	31	—	—	—	
	深溝	27	—	—	—	
	安塚	18	—	—	—	
	鈴鹿第２	66	神大寺遺跡	鈴鹿市南堀江町	3,000	削平部調査、他は保存
			天ノ宮遺跡	〃 南長太町	10,000	〃 〃
	安濃川左岸	8	—	—	—	
	〃 右岸	42	浄土寺南遺跡	安濃町浄土寺	14,000	水路削平部調査、他は保存、次年度以降へ
	津西部	53	—	—	—	
	津南部	7	—	—	—	
	白山	48	上野遺跡	白山町	4,900	工事立会
			瀬古遺跡	〃	600	〃
	豊地	47	北瀬古遺跡	嬉野町	2,000	工事実施
			天華寺廃寺	〃 天花寺	10,000	〃
			天華寺遺跡	〃 〃	4,000	保存
			蛇亀橋遺跡	〃 島田	9,600	次年度事業へ
			口山田遺跡	〃 〃	16,000	〃
	嬉野	33	黒田遺跡	〃 黒田	9,400	工事実施

事業名	地区	事業面積	遺跡名	所在地	遺跡面積	取り扱い
			山神田遺跡	嬉野町	130,000	工事立会せず
	東黒部	18	土古路C・E・W遺跡	松阪市土古路町	5,500	次年度以降事業に
			土古路東遺跡	〃 〃	3,500	〃
			土古路N遺跡	〃 〃	3,000	工事実施
			出間遺跡	〃 出間町	2,500	〃
			南山西方遺跡	〃 土古路町	130,000	水路工事実施、他は次年度以降事業に
			出間浦山遺跡	〃 出間町	15,000	工事実施
			黒部神社W遺跡	〃 〃	7,000	次年度以降事業に
			柿木ノ原W遺跡	〃 〃	14,000	〃
	多気	6	—	—	—	
	上御糸	20	新兵衛山遺跡	明和町佐田	2,700	工事実施
			東村東方遺跡	〃 〃	1,800	〃
	斎宮	65	藤原遺跡	〃 金剛坂	200,000	水路部調査前工事、他は保存
			堀田遺跡	〃 有爾中	60,000	削平部調査、一部調査なく工事実施
			広垣内遺跡	〃 上村	10,000	工事実施
	伊勢南部	16	円座遺跡	伊勢市円座町	1,800	55.9.22 工事立会
	相野谷	9	—	—	—	
	名張北部	15	上原城遺跡	名張市上原城2240	1,200	工事実施
	山田	29	真泥6号墳	大山田村真泥	3,000	〃
			高猿6号墳	上野市喰代	400	〃
	大山田第2	22	沢遺跡	大山田村広瀬	7,400	削平部調査他は保存
			西沖遺跡	〃 〃	27,000	〃
	上野南部	32	馬別当遺跡	上野市比自岐	1,500	次年度以降事業へ
			下り谷遺跡	〃 〃	2,000	調査工事実施
	上野西部	27	笠部遺跡	〃 笠部	17,000	〃 一部地区外保存
			神部遺跡	〃 〃	50,000	水路部分調査他は保存
	上野東部	20	中ノ切1・2号墳	〃 喰代	800	保存
			中切遺跡	〃 〃	6,000	〃
広域営農団地	中勢		大塚古墳	安芸郡安濃町	900	調査
農道整備			白樫遺跡	〃 美里村	4,000	試掘

(2) 道路改良、河川改修と埋蔵文化財

道路改良、河川改修はその性格上、埋蔵文化財の保存を計ることが難しく、事前に発掘調査を実施しなければならないことが多い。しかし路線決定、用地買収等の事情により工事着手時が未定のものが多く、ほとんどが協議中となっている。

本年度県教育委員会が実施した発掘調査は道路関係2件、河川関係1件である。

〔建設省関係道路計画地内埋蔵文化財〕

事業名	遺跡名	所在地	遺跡概況
国道1号線	谷山古墳	亀山市井田川町	古墳後期、木棺直葬
	山城遺跡	〃 川合町	古墳期以後集落跡
	堀越遺跡	〃 椿世町	〃
	大坪遺跡	〃 〃	〃
	正和浦遺跡	〃 亀田町	〃
	千本塚遺跡	〃 羽若町	〃
	糀屋垣内遺跡	〃 〃	〃
	高飛館跡	〃 野村町	中世館跡
国道42号線	御堂山遺跡	松阪市西野々町	集落跡
	四常遺跡	〃 朝日町	〃
	黒田山古墳群	多気町兄国	円墳3基
	井田上野遺跡	紀宝町井田	弥生期以降集落跡
	下地町田遺跡	〃 成川	古墳期 〃
近畿自動車道伊勢線	庄村遺跡	一志町荘村	室町期以降集落跡
	八反田遺跡	〃 片野	〃
	偏アノ木遺跡	〃 日置	〃
	口山田古墳	嬉野町口山田	円墳
	口山田遺跡	〃 〃	古墳期以降集落跡
	天保B遺跡	〃 島田	〃
	天保古墳群	〃 〃	円墳6基
	天保館跡	〃 〃	中世館跡
	中尾遺跡	〃 薬王寺	古墳期以降集落跡
	ビハノ谷古墳	〃 〃	円墳
	平田遺跡	松阪市小野町	古墳期以降集落跡
	下山見A遺跡	〃 小阿坂町	〃
	〃 B遺跡	〃 〃	〃
	新田遺跡	〃 〃	〃
	岩谷古墳群	〃 大阿坂町	円墳2基
	垣内田遺跡	松阪市岩内町	弥生期以降集落跡
	定井遺跡	〃 伊勢寺町定井	古墳期以降集落跡
	平林古墳群	〃 〃	円墳、横穴式石室6基

事業名	遺跡名	所在地	遺跡概況
	森下池西方遺跡	〃　御麻生薗町	古墳期以降集落跡
	大原堀遺跡	〃　〃	縄文期集落跡
	下村A遺跡	勢和村丹生	縄文期以降集落跡
	下村B遺跡	〃　〃	〃
	下村古墳	〃　〃	円墳
	山崎遺跡	多気町牧	縄文期以降集落跡
	浅間山北遺跡	〃　〃	〃
	〃南遺跡	〃　〃	〃
	中牧遺跡	〃　〃	〃

〔県土木部関係道路計画地内埋蔵文化財〕

事業名	遺跡名	所在地	遺跡概況
国道306号線	古田寺屋敷町	藤原町古田	室町期以降、土塁残存
	大西神社古墳	北勢町阿下喜	円墳　2基
	覚正垣内遺跡	〃　覚正垣内	鎌倉期以降集落跡
	野々田遺跡	大安町野々田	縄文期集落跡
	野々田古墳群	〃　〃	円墳10基、3基残存
	奥郷浦古墳群	菰野町潤田	円墳　3墓
国道365号線	大久保城跡	大安町片樋	中世城跡、土塁残存
	門ノ上古墳群	四日市々小牧町	円墳　6基
	真造寺遺跡	〃　〃	弥生期集落跡
	高岡山古墳	〃　上海老町	円墳　3基
国道306号線	三宅西条城跡	鈴鹿市三宅町	中世城跡保存
	徳居13号窯跡	河芸町三行	古墳後期
国道166号線	下滝野城跡	飯高町下滝野	中世城跡保存
国道167号線	赤坂遺跡	鳥羽市堅神	古墳後期以降集落跡、調査済
国道260号線	道筋墓跡	大王町波切	時期不詳、前方後円形に石積
	神宮寺遺跡	〃　船越	弥生期以降集落地
	堂ノ上2号墳	〃　〃	円墳1基　横穴式石室
	田尻浜遺跡	志摩町片田	鎌倉期以降集落跡
	宮ノ前遺跡	〃　御座	〃
	宮ノ前北遺跡	〃　〃	〃
	御座城跡	〃　〃	中世城跡
	御座北西遺跡	〃　〃	鎌倉期以降集落跡
国道311号線	ハザマ遺跡	熊野市有馬町	古墳期以降集落
	大高見遺跡	〃　金山町	〃
県道神戸長沢線	三畑遺跡	鈴鹿市三畑町	〃
県道草生曽根線	岡副遺跡	安濃町岡副	古墳期以降集落跡、試掘済
	多倉田道跡	〃　川西	集落跡調査
的矢・鳥羽線	鍋田古墳群	磯部町飯浜	円墳　19基
	長浜遺跡	〃　〃	弥生期以降集落跡

事業名	遺跡名	所在地	遺跡概況
的矢・大王線	殿畑遺跡	〃 国府	奈良期以降集落跡、一部調査済
安乗・港線	国府城跡・殿畑遺跡	〃 〃	〃
里・鹿谷線	浜田浜遺跡	〃 阿児町甲賀	弥生期以降集落跡
都区計画道路 多度香取線	多度小学校遺跡	桑名郡多度町小山	縄文期以降集落跡
	天王平尾津平遺跡	〃	平安期以降集落跡
豊里・久居線	小舟古墳	津市上浜町	円墳 100㎡
	峯治城跡	〃 一身田町	中世館跡 5.000㎡
白木西町線	若山城跡	亀山市若山町	中世城跡
茅原・生首線	笠松遺跡	度会郡勢和村丹生	先縄文期、散布地
茶地岡向井線	向井遺跡	尾鷲市向井通	縄文期以降集落跡、試掘済

〔河川改修計画地内埋蔵文化財〕

事業名	遺跡名	所在地	遺跡概況
木津川改修(国)	北堰池遺跡	上野市大内	弥生期以降集落跡、調査中
木津川改修(県)	下郡遺跡	上野市下郡	古墳期以降集落跡、調査中
金沢川改修(県)	金沢川遺跡	鈴鹿市南若松町	弥生期以降集落跡

〔公団・公社事業計画地内埋蔵文化財〕

事業名	遺跡名	所在地	遺跡概況
水資源開発公団 三重用水	中垣内遺跡	北勢町奥村	散布地
	川原井瓦窯跡	鈴鹿市加佐登町	3基、伊勢国分寺瓦
県住宅供給公社 宅地開発	丸岡遺跡	四日市市西村町	散布地40,000㎡
〃	丸山糖塚古窯跡	玉城町長深	須恵器窯
〃	酒部屋西遺跡	〃	古墳時代須恵器窯跡
〃	大仏裏古墳群	小俣町東村	円墳10基
〃	片付山古墳群	〃	円墳 4基
〃	大仏山西古墳群	〃	円墳12基
〃	大仏山廃寺跡	〃	歴史時代寺院
〃	浄泉寺跡	〃	160㎡
〃	大仏山中世墓群	〃	10か所
〃	久米山古墳群	上野市守田町	37基中9基調査済
〃	久米山遺跡	〃	7か所

4．文化財保護連絡会

各種開発計画と埋蔵文化財との協議は、遺跡の有無及び現状について、遺跡地図、遺跡台帳との照合だけでなく、現地分布調査による確認を実施し埋蔵文化財の保護に遺漏のないように努めている。そのため、事前協議の徹底については、各教育事務所毎の文化財保護連絡会の開催により関係機関との調整を計っている。

昭和５５年度文化財保護連絡会　開催実績

1. 趣　　旨

文化財の保護と開発事業計画との調整をはかるため、関係機関相互の連絡強化をはかり、文化財保護の万全を期する。

2. 開 催 日

教育事務所	開　催　日	教育事務所	開　催　日
北　　勢	９月　４日	上　　野	９月　２日
中　　勢	８月２８日	尾　　鷲	９月１２日
松　　阪	８月２９日	熊　　野	９月１１日
南勢志摩	９月　３日		

（各地区開催時刻　１３時３０分）

3. 出席機関

各地方振興事務所
（各県事務所）
各農業事務所
各耕地事務所
各林業事務所
各土木事務所
各教育事務所
各市町村開発関係課
各市町村教育委員会
県教育委員会

4. 協議内容

(1) 各市町村における文化財保護の現状

(2) 「文化財保護の指導要項」について

(3) その他

Ⅱ　埋蔵文化財保護体制の強化

1. 発掘調査事務所

昭和５４年６月に開所した三重県斎宮跡調査事務所は、計画的発掘調査及び史跡の現状変更に伴う明和町教育委員会主体の発掘調査にあたっている。上野整理所は伊賀地区における国・県等が実施する土木工事に伴う発掘調査を実施するとともに、市町村教育委員会が実施する発掘調査の指導にあたっている。

(1)　斎宮跡発掘調査事務所

所 在 地　　多気郡明和町斎宮

（電）　０５９６５－２－１７３２

月	県　　関　　係	町　　関　　係
5	○第３０次発掘調査（中垣内地区、７月まで） ○昭和５５年度文献調査打合せ会議	○第３０－１、３１－１、３１－２、３１－３次発掘調査（個人住宅） ○牛葉地区斎宮跡対策委員会 ○斎宮跡地権者を守る会
6	○第３０次発掘調査現地説明会	○第３１－４次発掘調査（銀行店舗、７月まで） ○斎宮跡地権者を守る会
7	○第３２次発掘調査（塚山地区、９月まで） ○資料展示室展示替え ○斎宮跡保存顕彰議員連盟役員会 ○同総会	○第３１－５次発掘調査（個人住宅、８月まで） ○牛葉地区斎宮跡対策委員会
8	○第３２次発掘調査現地説明会	○明和町・町議会、文化庁及び県教育委員会へ「斎宮跡の保存推進について」陳情
9	○第３３次発掘調査（篠林地区、１２月まで） ○昭和５５年度文献調査打合せ会議 ○斎宮研究会 ○斎宮跡保存連絡会議（文化課・事務所・町） ○斎宮跡保存顕彰議員連盟総会 ○同連盟、平城宮跡他視察	○第３１－６次発掘調査（個人住宅） ○地元県会議員と斎宮跡地権者を守る会の懇談会
10	○第３３次発掘調査現地説明会 ○斎宮跡調査指導委員会 ○大規模遺跡調査五県会議	○第31-7次発掘調査（牧舎、１１月まで） ○牛葉地区斎宮跡対策委員会 ○斎宮跡地権者を守る会

月	県　関　係	町　関　係
11		○牛葉地区第１・２・３・４・５・６・７・８組斎宮跡対策住民集会 ○牛葉地区斎宮跡対策住民総会 ○斎宮跡地権者を守る会
12	○第３４次発掘調査（西加座地区、昭５６.２月まで） ○第３５次発掘調査（中町地区トレンチ）	○第３１－８次発掘調査（個人住宅） ○中町地区発掘調査打合せ会 ○斎宮跡地権者を守る会
1	○第３４、３５次発掘調査現地説明会 ○昭和５５年度文献調査打合せ会議 ○斎宮跡環境整備検討会	○第３１－９、３１－１０次発掘調査（個人住宅） ○第３１－４次関連調査打合せ会
2	○斎宮跡調査指導委員会 ○斎宮跡環境整備検討会	○第３１－１１、３１－１２次発掘調査（個人住宅） ○明和町・町議会、文化庁へ「史跡の保存管理について」陳情
3	○事務所・明和町「斎宮跡保存管理について」文化庁へ協議	○牛葉地区斎宮跡対策委員会 ○斎宮跡地権者を守る会 ○明和町長「斎宮跡保存管理について」県文化課・企画課・地方課へ協議

(2)　埋蔵文化財上野整理所

所 在 地　　上野市赤坂

（電）　０５９５－２４－００７９

月	国・県関係事業	市　町　村　指　導
4	○国営　分布調査 ○県圃　城山城跡・木津氏館跡地形測量	
5	○国営　現地立合 ○県圃　現地立合　上野市南部・西部・東部、名張市北部、大山田村 ○県圃　上野市笠部・喰代、名張市西田原、大山田村真泥の各地内試掘調査 ○北堀池遺跡発掘調査事務所閉所	

月	国・県関係事業	市町村指導
	○三重県教育委員会文化課埋蔵文化財上野整理所開所	
6	○国営　上野市法華・森寺地内古墳・遺跡推定地第一次発掘調査 ○県圃　上野市下り合遺跡発掘調査（7月まで）	
7	○県圃　大山田村西沖遺跡発掘調査（2月まで）	
8	○県圃　大山田村沢古墳・沢A・B遺跡等現地立合・試掘調査 ○県圃　大山田村真泥地内現地立合	
9	○県圃　上野市神部遺跡発掘調査（10月まで）	
10	○県　木津川改修工事、上野市下郡遺跡発掘調査（12月まで）	
11		
12	○国営　上野市法華地内遺跡推定地第一次発掘調査 ○県圃　上野市高猿6号墳試掘調査	
1	○県圃　上野市高猿6号墳発掘調査（2月まで） ○県道　一般地方道甲南上野線道路改良工事に伴う恒岡氏城跡発掘調査（3月まで）	
2	○県圃　上野市喰代高猿古墳地形測量及び高猿古墳群関連分布調査 ○県圃　56年度事業予定地内分布調査	
3	○大山田村地内農道予定地内分布調査	

国営：農林水産省東海農政局国営総合農地開発事業青蓮寺地区

県圃：県営圃場整備事業

2. 三重県文化財調査員の設置

埋蔵文化財を主とする文化財の保護の徹底をはかるため、小中高の教員および民間の有識者などを三重県文化財調査員として各教育事務所に配置しパトロールを実施している。

〔三重県文化財調査員設置要綱〕

（目　　的）

第１条　三重県内に所在する埋蔵文化財を中心とし、必要に応じてその他の有形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物（以下「文化財」という。）の保護の万全を図るため、三重県文化財調査員（以下「文化財調査員」という。）を設置する。

（任　　務）

第２条　文化財調査員は、次に掲げる調査事項に従事する。

①　三重県文化財パトロール事業における文化財の巡視及び調査

②　国、県営の各種土木建設事業における文化財の分布及び確認調査

③　埋蔵文化財発掘調査における調査協力

④　その他、文化財の保護に関し必要と認める調査

（定　　数）

第３条　文化財調査員の定数は５０人以内とする。

（任　　用）

第４条　文化財調査員は、地方公務員法第３条第３項第３号の規定により任用する。

2.　文化財調査員は、大学において考古学、歴史学を専攻した者又は、それに準ずる専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3.　文化財調査員の任用期間は１年とし、再任することができる。

（勤務条件等）

第５条　文化財調査員の勤務条件、事務処理その他職務に関し必要な事項は、教育長の承認を得て別に定める。

（報酬の額）

第６条　文化財調査員の報酬の額は、特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３６年条例第３号）第２条の別表の規定に基づき教育長が別に定める。

（費用弁償）

第７条　文化財調査員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和３２年条例第４６号）に規定する行政職４等級の職務にある者に支給される旅費の額に相当する額とする。

（公務災害補償）

第8条　文化財調査員にかかる公務災害補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第43号）の定めるところによる。

（補　　則）

第9条　この要綱に定めるもののほか、文化財調査員に関し必要な事項は、教育長の承認を得て別に定める。

附　　則

1. この要綱は、昭和53年5月1日から施行する。
2. 三重県文化財調査員設置要綱（昭和54年4月27日教育長決裁）は、廃止する。

〔昭和55年度三重県文化財調査員一覧表〕

地区	氏　名	勤務先	勤務地	勤務先電話
桑名・員弁・三重・四日市・鈴鹿・亀山	伊東春夫	桑名高		
	安田日出磨	三重平中		
	松本　覚	北勢中		
	田中欣治	三重短大		
	佐々木　学	朝上小		
	片岡雅章	桑名高		
	森下　明	大矢知興譲小		
	大場範久	神戸高		
	保条　馨	鼓ヶ浦中		
	生駒　勝	津女子高		
	石井　剛	三滝中		
	安川富春	中部中		
	太田元二郎	成徳中		
	垣見博一	白子高		
津・安芸・	河合良成	橋南中		
	浅生悦生	西郊中		
	下井　彰	東観中		

地区	氏名	勤務先	勤務地	勤務先電話
一志・久居・松阪・多気・飯南・飯高	稲生進一	高宮小		
	長谷川博	高田高		
	本堂弘之	大成小		
	世古旦守	松阪第二小		
	奥義次	松阪商高		
	奥谷義一	久保中		
	福田昭	多気中		
	岡本好雅	殿町中		
	河合明	松阪工高		
	榎本義譲	松阪第四小		
	前川嘉宏	花岡小		
伊勢・度会・鳥羽・志摩	中西健	度会中		
	山崎富三郎	上野小		
	村上喜雄	小浜小		
	御村精治	小俣中		
	川添昭博	浜島中		
	竹内正弘	鵜方小		
	藪谷尚子	宿田曽小		
	中世古祥道	自営		
	伊藤保	自営		
上野・名張・阿山・名賀	森川桜男	自営		
	松山謙治	東小		
	岡本武和	柘植小		
	奥西勲	箕曲小		
	松鹿昭二	名張高		
	寺岡光三	会社員		
	仁保晋作	高尾小		
	福井健二	郵便局員		
北牟婁・尾鷲	伊藤良	団体役員		
	湊章治	長島高		

地区	氏　　名	勤　務　先	勤　　務　　地	勤務先電話
南・牟婁	嶋　　正　央	自　　営		
	古　部　　均	五　郷　中		
	牧　野　　弘	西　山　小		

（備　考）

文化財調査員数５０名

北　勢	１４名	上　野	８名
中　勢	6	尾　鷲	2
松　阪	8	熊　野	3
南　志	9		

勤務地と本人の住所が異なる場合は本人の居住地を（　）に示す

3. 文化財パトロール

昭和５５年度の文化財パトロールは、県文化財調査員５０名に依頼して実施した。前年度と比較して５名を増員したが、なお一部地区では調査員の不足が生じている。又、調査員の勤務条件等による調査件数の地域的な偏りが一部にみられる。

(1)　開発事業と文化財パトロール

パトロール総件数３５３件のうち、埋蔵文化財が約７７％、指定文化財が約１３％を占めている。パトロールに基く緊急処理は、埋蔵文化財のみに集中し、開発事業による埋蔵文化財保護の危機は前年度以来継続している。

パトロール報告をうけた県教育委員会は直ちに関係市町村教育委員会に連絡し、関係教育事務所ともども文化財保護に務めるとともに現地立会や発掘調査を実施している。ただ、特に本年度において目立った点は、民間業者による山土採取事業に伴う埋蔵文化財の無届け破壊が増加する傾向にあり、保護措置について協議中のものも多い。このことは、市町村教育委員会における正規の埋蔵文化財担当係員の不足ともかかわっており、是正すべき最大の課題である。

公共事業にかかる埋蔵文化財のうち、県営圃場整備事業については現地踏

査に基く協議により計画変更がなされ保存が図られた場合も多く、各種公共事業にかかる埋蔵文化財の取り扱いについての事務連絡や協議をさらに強化する必要がある。

(2) 文化財の実態確認と文化財パトロール

今年度のパトロールによる新発見遺跡は、約４０件であり、周知の遺跡の再確認によって追加訂正されたものも多く、遺跡カード、遺跡地図の整備に活用している。

今年度も国・県指定文化財のパトロールを実施し管理実態のは握及び管理指導に努めてきたが、なお一層充実強化する必要がある。

(3) 文化財保護思想の普及と文化財パトロール

文化財パトロール活動を通じて、文化財の所有者や関係機関及び地域住民に対して適切な指導・助言や文化財愛護思想の普及につとめている。

〔昭和５５年度三重県文化財パトロール実施要項〕

1. 趣　　旨

県下における指定文化財（国・県）及び埋蔵文化財包蔵地（以下文化財という）を巡視し常時文化財の管理保存状況を把握し、適切な処置を講じて文化財保護の万全を期する。

2. 活動内容

(1) 文化財管理、保存状況把握のための巡視

(2) 所有者等に対する文化財の保護管理指導

(3) 巡視、保護管理指導についての結果報告

(4) 文化財保護思想についての普及活動

(5) その他文化財の保護保存に関すること

3. 期　　間

昭和５５年５月１日～昭和５６年３月３１日

4. 調 査 員

三重県文化財調査員がこれにあたる

5. 事業の実施について

(1) 事業は各教育事務所が執行するものとし、各教育事務所長は実施計画書（

様式１）を２期にわけて、三重県教育委員会文化課長に提出する。（前期分５月１７日、後期分１０月１０日までに）

(2) 文化財パトロールは、三重県教育委員会が任命した文化財調査員が、前項実施計画書に基づき実施する。

(3) 文化財調査員は、文化財パトロール実施報告書（様式２）を毎月末までに各教育事務所長に提出し、各教育事務所長は、とりまとめて翌月１０日までに文化課長に提出する※なお、緊急事態が発生した場合は、電話その他の方法により、すみやかに関係教育事務所に報告する。

※（その写しを関係市町村教育委員会へも送付）

(4) 各教育事務所長は、緊急事態の状況に応じて文化課長及び関係市町村教育委員会に連絡する。

(5) 文化課長は、前項の事情により、早急に文化財パトロールカーを出動させ、文化財の保護対策を講じる。

(6) 事業の執行にかかる経費は、３期にわけて予算を令達する。各教育事務所長は、全事業終了後、すみやかに実績報告書（様式３）を三重県教育委員会文化課長に提出する。（昭和５６年４月２日までに）

(7) その他必要な事項は、そのつど指示する。

〈様式1……B５判〉

文化財パトロール
実施計画書

昭和　年　月　日
（　～　）
昭和　年　月　日

月　日	調査員名	パトロール地区	内容	備考

〈様式2 ……B５判〉

文化財パトロール実施報告書

経由	昭和　年　月　日 教育事務所	所長印	
文化財パトロール地区			
調査年月日			
調査員			

報告事項	文化財の名称	所在地	調査事項
			※　裏面に、問題個所、見取図、写真等記入のこと。

備考	

〈様式３……Ｂ５判〉

昭和　　年度　文化財パトロール事業実績報告

昭和　　年　　月　　日　付け　第　　号で事業施行の通知のあった文化財パトロールの実績について、下記の通り報告します。

記

1. 文化財パトロールの実績

月　　日	調　査　員	パトロール地区	備　　考

2. 支出明細書

項　　目	令　達　額	支　出　額	内　　訳
			※　旅費については、行き先、回数を明記すること。

〔昭和５５年度　文化財パトロール実施状況〕

種別 / 対象件数 / 摘要 / 月別	重要文化財建造物 県指定 146(209) パトロール件数	処理件数	史跡 26(64) パトロール件数	処理件数	名勝 5(11) パトロール件数	処理件数	天然記念物 23(76) パトロール件数	処理件数	埋蔵文化財 8534 パトロール件数	処理件数	処理内容 事務所	文化財名	内容
昭和55年4月					1	−							
5月	2	−	3	−					24	4	上野 中勢 〃 〃	尻矢古墳群 安濃城址 中尾遺跡 大角遺跡	市教委へ連絡 町教委　〃 〃 〃
6月							2	−	27	−			
7月	1	−	1	−			2	−	23	1	北勢	天王平遺跡 尾津平	現地立会
8月	1	−			3	−	1	−	37	1	北勢	〃	〃
9月	20	−	2	−			2	−	25	−			
10月	8	−	1	−					20	1	南志	麻加江城址	町教委へ連絡 現地立会 発掘調査指導
11月	15	−	1	−					26	−			
12月	2	−	2	−			2	−	34	1	中勢	丸岡古墳群	町教委へ連絡 現地立会
昭和56年1月							7	−	28	−			
2月							1	−	27	2	中勢 北勢	天花寺古墳群 多度神宮寺遺跡ほか	町教委へ連絡、立会調査 町教委へ連絡、立会調査
3月			1	−					1	−			
	49	0	11	0	4	0	17	0	272	10	総パトロール件数 総処理件数		353件 10件

〔四日市市文化財パトロール調査員〕

調査員	所属	住所
安田日出磨	三重平中学校	
石井豪	三滝中学校	
片岡雅章	県立四日市南高校	
森下明	大矢知興譲小学校	
樋尾重雄	日本合成ゴムKK四日市工場	

分担地区		調査員
A地区	保々、下野、八郷、大矢知、富洲原、富田	片岡・森下
B地区	県、三重、神前、羽津、海蔵、橋北、旧市	安田・樋尾
C地区	桜、川島、四郷、常磐、日永、塩浜	安田・石井
D地区	水沢、小山田、内部、河原田	樋尾・森下

（註「四日市市文化財パトロール要項」は、『三重県埋蔵文化財年報7』昭和51年度版 1977.3を参照）

〔津市埋蔵文化財パトロール〕

調査員	所属	住所
岩田直衛	白山高校	
生駒勝	津女子高校	
河合良成	橋南中学校	
和田勉	〃	
高士洋幸	櫛形小学校	
三重大学歴史研究会原始古代史部会		
津高地歴クラブ（顧問 福江克明）		
津西高郷土史クラブ（〃 栗本俊雄）		
〃 地歴クラブ（〃 徳井賢）		

4. 埋蔵文化財発掘技術者研修

埋蔵文化財の調査に関する専門的知識と技術の向上を目的とした研修事業は、昭和42年度以来、学校教員を対象として夏期に県外の研究機関に派遣して実施

してきた。しかし夏期の短期間の研修では不充分であるため、昭和５４年度からは研修事業を強化拡大は、県外３ヶ月、県内９ヶ月の１ヶ年研修を実施している。

昭和５５年度研修生

飯田良一　（四日市西高等学校教諭）
増田安生　（明和中学校教諭）
山下雅春　（朝日小学校教諭）
高見宣雄　（磯部小学校教諭）

〔昭和５５年度埋蔵文化財発掘技術者研修実施要項〕

1. 目　的

埋蔵文化財の発掘調査および保存についての専門的知識と技術の習得につとめようとする者を、県外の埋蔵文化財関係研究機関に派遣し研修を受けさせるとともに、県内においても現地研修し、埋蔵文化財の保護体制の強化に資することを目的とする。

2. 主　催

三重県教育委員会

3. 期　間

昭和５５年４月１日から昭和５６年３月３１日まで

県外研修　３ヶ月
県内研修　９ヶ月

4. 場　所

県外　奈良市佐紀町　奈良国立文化財研究所
　　埋蔵文化財センター他
県内　緊急発掘調査現場

5. 人　員

若干名

6. 参加資格

県内の小中高校の教職員のうちで、考古学、歴史学に造けいが深く、発掘調査の経験を有する者

7. 研修内容

(1) 講　義

総論　○文化財の保護

各論　○文化財保護法

○史跡、埋蔵文化財保護の現状

○発掘調査方法

調査計画、墳墓、集落、生産所、窯、宮殿官衙寺院跡の調査

○遺物調査方法

実測原理、土器、土製品、石器、木製品、瓦の観察と整理、人骨、植物遺体の調査

○関係学概説

建築構造、測量、保存科学、文献史学

○報告書作成方法

(2) 実習　○発掘技術実習、測量実習、遺跡実測実習、写真撮影実習、遺物保存処理実習

8. 講　師

奈良国立文化財研究所技官、県係員他

9. そ の 他

(1) 研修参加者の旅費は、県外県内とも県の規程にしたがって支給する。

(2) 研修期間中は、当該学校に対し臨時教員が補充される。

(3) 研修を修了した者には、修了証書を交付する。

〔研修年間計画概要〕

内容／月	A				B			
	遺物調査方法	発掘調査方法	報告書作成	研修場所	遺物調査方法	発掘調査方法	報告書作成	研修場所
	実測原理 / 実測実習 / 遺物整理 / 遺物写真	調査計画 / 遺構観察 / 記述記録 / 遺構実測 / 遺構写真	記述原理 / 構成原理 / レイアウト		実測原理 / 実測実習 / 遺物整理 / 遺物写真	調査計画 / 遺構観察 / 記述記録 / 遺構実測 / 遺構写真	記述原理 / 構成原理 / レイアウト	
4	｜ ｜ ｜ ｜			県埋蔵文化財整理室	｜ ｜ ｜ ｜			県埋蔵文化財整理室
5		｜ ｜ ｜ ｜ ｜		発掘調査現場		｜ ｜ ｜ ｜ ｜		発掘調査現場
6		県外研修		飛鳥藤原宮跡発掘調査部				
7						｜ ｜ ｜ ｜ ｜		
8		｜ ｜ ｜ ｜ ｜		斎宮跡調査事務所		県外研修		埋蔵文化財センター
9	｜ ｜ ｜ ｜			発掘調査現場		｜ ｜ ｜		県埋蔵文化財整理室
10				県埋蔵文化財整理室				
11		県外研修		埋蔵文化財センター		県外研修		飛鳥藤原宮跡発掘調査部
12			｜ ｜ ｜	県埋蔵文化財整理室			｜ ｜ ｜	県埋蔵文化財整理室
1		｜ ｜ ｜ ｜ ｜		斎宮跡調査事務所 発掘調査現場		｜ ｜ ｜ ｜ ｜		発掘調査現場
2								
3	｜ ｜ ｜ ｜	県外研修		埋蔵文化財センター 県埋蔵文化財整理室	｜ ｜ ｜			県埋蔵文化財整理室

(注) 研修場所を変更する場合もある。

〔昭和５５年度研修内容〕

月	県内研修		県外研修
4	○発掘計画等について ○遺物整理について	○分布調査（青蓮寺パイロット事業地区） ○測量実習（城山城跡・木津館跡）	
5	○遺物実測実習	○発掘調査実習（天華寺廃寺・川原井瓦窯跡） ○遺構実測実習（郡山遺跡）	
6	○拓本等実習	○発掘調査実習（天華寺廃寺・大塚古墳）	○藤原宮跡発掘調査部
7	○図版作成実習	○発掘調査実習（大塚古墳） ○遺構実測実習（天華寺廃寺）	
8	○遺物実測実習	○発掘調査実習（正法寺山荘跡・神大寺跡）	○埋文センター
9	○遺物整理実習	○発掘調査実習（正法寺山荘跡） ○分布調査（フラワー道路）	
10	○遺物整理実習	○発掘調査実習（栗ノ木遺跡）	○埋文センター ○飛鳥藤原宮跡発掘調査部
11	○遺物整理実習	○発掘調査実習（浄土寺南遺跡）	○埋文センター
12	○遺物実測実習	○遺構実測実習（下郡遺跡）	
1	○室内講義	○発掘調査実習（天ノ宮遺跡・恒岡城跡）	
2	○遺物整理実習	○遺構実測実習	○埋文センター
3	○報告書作成実習 ○室内講義		

〔室内講義内容〕

日時	内容	担当	場所
55. 1. 7	開発行為と埋蔵文化財	主事　伊藤克幸	津埋蔵文化財整理室
	縄文文化	〃	〃
	弥生文化の始まり	技師　伊藤久嗣	〃
	銅鐸と方形周溝墓	〃	〃
1. 8	弥生土器から土師器へ	技師　谷本鋭次	〃
	寺院と瓦	技師　山田猛	〃
1. 9	前方後円墳（前期古墳）	主事　吉村利男	〃
	竪穴住居と掘立柱建物	技師　山田猛	〃

日　時	内　容	担　当	場　所
55. 1.12	井戸・製塩	技師　新田　洋	津埋蔵文化財整理室
	瓦器と山茶椀	主事　駒田利治	〃
	中世陶器	技師　伊藤久嗣	〃
	中世土師器	技師　新田　洋	〃
1.13	中世墳墓	技師　谷本鋭次	〃
	中世城館	主事　駒田利治	〃
	三重県の文化財行政	係長　上田　勝	〃
3. 9	施釉陶器	主査　山沢義貴	斎宮跡調査事務所
	斎宮の変遷	主事　大西素行	〃
	須恵器	主査　山沢義貴	〃
	奈良平安時代の土師器と須恵器	主事　倉田直純	〃
	群集墳について	技師　吉水康夫	〃

5. 埋蔵文化財担当者の研修

県及び市町村教育委員会の埋蔵文化財担当者に対する研修会を、隔月に開催地を順次交替して開催している。

この研修会は県教委文化課（１２名）、斎宮跡調査事務所（４名）、市（１１名）、研修生（４名）の全員参加を原則としており、埋蔵文化財に於ける行政上の諸問題、調査方法、調査結果等について情報交換及び討議を行った。

また、重要遺跡の見学とともに文化財関係の講演を聴講した。

開催日	開催地	参加数	講演・見学
55. 4.22	県合同ビル	33	「環境アセスメントについて」 生活環境部　辻川照之氏 谷川士清旧家、明合古墳、坂本山古墳、高井古墳 池ノ谷古墳、津市埋文整理室
55. 6.24	松阪市社会教育センター	30	「市史編纂のあゆみ」　市史編纂室　田中桂一氏 射原垣内遺跡、上寺遺跡、神山城跡、斎宮跡
55. 8.19	鈴鹿市中央公民館	29	「伊勢国条里の特色について」 県文化財専門委員　仲見秀雄氏 川原井瓦窯跡、高宮資料館、関氏正法寺山荘跡、

開　催　日	開　　催　　地	参加数	講　　演　・　　見　　学
			郡山遺跡
55. 10. 31	上野市中央公民館	31	「伊賀の古墳群と地方豪族」 上野市文化財専門委員　森川桜男氏 伊賀国分寺跡、才良寺、丸山城跡、町井家
55. 12. 16	久居市中央公民館	28	「開発行為者よりみた埋蔵文化財調査」 久居市同和対策室　岡　克之氏 千手院五輪塔、宝樹寺、光明寺、栄松寺、石造地蔵菩薩坐像
56. 2. 10	名張市桔梗ヶ丘公民館	25	「色」　工芸家　中内　節氏 名張市埋文整理室、尻矢古墳、赤目民俗資料館、宮山古墳

Ⅲ 緊急調査の現状

1. 大規模開発事業地域遺跡分布調査

昭和５２年度以来実施している本調査は、昭和５５年度は近畿自動車道遺跡群他遺跡分布調査として実施した。調査の目的は、国、県道路改良及び新設事業地内の埋蔵文化財の分布調査を実施し、遺跡分布地図原図を作成して、その複製を土木部などの関係機関に配布することにより、埋蔵文化財の周知徹底をはかり、その保全のための協議資料とすることにある。

調査対象地域は、近畿自動車道伊勢線（多気町～伊勢市間）建設予定地域、中勢バイパス（鈴鹿市～三雲村）建設構想地域及び道路関係各種公共事業地域である。これらの地域について、県文化財調査員他（１４名）による現地踏査を実施し、未発見遺跡の検出に重点をおき、遺跡台帳に登載されたいわゆる周知の遺跡の現状確認と、各種事業地域における保存された遺跡の現状確認を実施した。

〔調査結果〕

1. 近畿自動車道

道路建設予定地域を含む幅２００ｍ、長さ約２２㎞について調査を実施した。その結果、１５個所の新発見遺跡を確認した。内訳は遺物包含地１１、古墳２、中世城館跡２である。なお、インターチェンジ及びその他取付道路については、今後の計画変更もあるため、そのつど関係部局との協議が必要である。

2. 中勢バイパス関係

建設構想のため、既存道路との接続部以外は路線場所が未定である。調査対象地域は、北勢部で有数の須恵器生産跡（６ｃ～７ｃ）である鈴鹿市と河芸町に所在する徳居古窯跡群である。

同古窯跡群は、国道拡幅、山砂利採取などのため大半が破壊消滅し、遺物も散失しているが、既に登録済の３２個所の現状確認と新発見１個所を確認した。

3. その他の事業関係

県下全域にわたる調査の結果、新発見遺跡１７８個所を確認した。内訳は、遺物包含地７１、古墳９５、中世城館跡１０、中世墓２である。

以上の調査結果について、遺跡台帳の作成、補充、都市計画平面図及び既製

の遺跡地図への記入、県文化財包蔵地一覧表への追加、土木部関係機関及び関係市町村教育委員会へ複製地図の配布を実施している。

〔昭和５５年度　大規模開発事業地域遺跡分布調査実施要項〕

1. 調査の目的

国・県道路の新設及び改良事業実施予定地域内の埋蔵文化財の分布調査を実施して、遺跡分布地図原図を作成し、その複製を土木部などの関係機関に配布することにより、埋蔵文化財の周知徹底をはかり、その保全のための協議資料とする。

2. 調査の組織

1）調査主体　　三重県教育委員会

2）調査指導員　　勝山　清次（国立三重大学教育学部助手）

調　査　員　　三重県文化財調査員

3）調査協力　　各教育事務所・各市町村教育委員会

三重大学歴史研究会原始古代史部会

3. 調査の実施時期

第１回調査　　昭和５５年８月中（４日間）

第２回調査　　昭和５６年２月中（４日間）

4. 調査内容

1）近畿自動車道（多気～伊勢）建設計画地域（新規）

2）中勢バイパス（鈴鹿～三雲）建設構想地域（第２次、鈴鹿市、河芸町に所在する徳居古窯跡群を主対象とする。）

3）遺跡地図の記載個所の補訂

5. 配布資料

・埋蔵文化財包蔵地調査カード作成上の注意事項

・関係事業計画平面図

・市町村別遺跡地図

・埋蔵文化財包蔵地調査カード

・分布調査報告用紙

6. 調査結果の報告（別紙様式にもとづく）

1） 埋蔵文化財の所在地と範囲を記入した地図

2） 分布調査報告

3） 埋蔵文化財包蔵地調査カード

7. 調査費

県教育委員会が負担する。

8. その他

〔調査年度および対象地域〕

年　度	調査対象事業地域
昭和52	農村基盤整備事業地域　（終了）
〃 53	〃　（〃）
〃 54	道路新設改良事業地域　（〃）
〃 55	〃　（〃）

〔昭和55年度　大規模開発地域遺跡分布調査結果〕

三　重　県

区　分	市町村	遺跡数	内訳				
			遺物包含地	古　墳	城館跡	中世墓	古窯跡
近畿自動車道関係	多気町	4 (4)	4 (4)				
	玉城町	6 (6)	4 (4)		2 (2)		
	伊勢市	5 (5)	3 (3)	2 (2)			
	小　計	15(15)	11(11)	2 (2)	2 (2)		
中勢バイパス関係	鈴鹿市	23 (1)	1 (1)				22
	河芸町	11 (1)					11 (1)
	小　計	34 (2)	1 (1)				33 (1)
その他新発見遺跡	多度町	(1)	(1)				
	大安町	(1)	(1)				
	東員町	(3)	(3)				
	四日市市	(6)		(6)			
	亀山市	(5)	(4)	(1)			
	鈴鹿市	(8)	(7)	(1)			
	安濃町	(19)	(7)	(11)	(1)		
	久居市	(1)	(1)				

区分	市町村	遺跡数	内訳				
			遺物包含地	古墳	城館跡	中世墓	古窯跡
その他新発見遺跡	嬉野町	(7)	(6)	(1)			
	美杉村	(1)		(1)			
	松阪市	(3)	(3)				
	飯南町	(1)	(1)				
	多気町	(1)	(1)				
	明和町	(23)	(7)	(16)			
	伊勢市	(2)	(2)				
	宮川村	(1)	(1)				
	大宮町	(1)					
	南勢町	(1)	(1)			(1)	
	度会町	(1)			(1)		
	鳥羽市	(2)	(2)				
	上野市	(58)	(9)	(46)	(3)		
	名張市	(16)	(3)	(11)	(2)		
	伊賀町	(1)			(1)		
	阿山町	(1)	(1)				
	島ヶ原村	(3)	(1)		(2)		
	大山田村	(6)	(5)	(1)			
	青山町	(2)	(1)			(1)	
	尾鷲市	(1)	(1)				
	熊野市	(2)	(2)				
	小計	178(178)	71(71)	95(95)	10(10)	2(2)	
合計		227(195)	83(83)	97(97)	12(12)	2(2)	33(1)
備考	(　)は、新発見遺跡……(内数)						

2. 緊急発掘調査

本年度は県教育委員会が主体となって実施したものは３８件、市町村教育委員会が主体のもの２６件、遺跡調査会が主体のもの６件で総７０件の発掘調査があった。今年度も圧倒的に公共事業によるものが多く５７件を数える。

調査の実施主体	件数
県教育委員会	38件
市町村教育委員会	26件
遺跡調査会	6件
計	70件

(注) 今年度も圧倒的に公共事業によるものが多く57件にも達している。

個所

〔緊急発掘調査一覧〕

遺跡名	所在地	原因	調査主体	費用負担
天王平 尾津平遺跡	桑名郡多度町小山字西天王平 2336他	多度小学校改築工事	町教委	町
愛宕古墓	桑名郡多度町愛宕	林道建設	町教委	町
石榑下遺跡	員弁郡大安町片樋字天王115他	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
山田廃寺	員弁郡東員町山田	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
小金塚遺跡	員弁郡東員町山田字小金塚	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
栗ノ木遺跡	員弁郡東員町山田	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
東禅寺跡	員弁郡藤原町東禅寺室寺山1654—1	小野田セメントKK 土取り	町教委	小野田 セメントKK
大膳寺跡	四日市々南いかるが町4377他	重要遺跡確認	市教委	市
川原井瓦窯跡	鈴鹿市加佐登町字川原井2664	水資源開発公団 加佐登調整池	県教委	水資源 開発公団
神大寺遺跡	鈴鹿市南堀江町字大坪149他	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
天ノ宮遺跡	鈴鹿市南長太町	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
大門遺跡	鈴鹿市秋永町大門	三交不動産 団地進入路建設	鈴鹿市 遺跡調査会	三交不動産
中瀬古南遺跡	鈴鹿市中瀬古町	三交不動産 団地進入路建設	市教委	市
塚腰遺跡	鈴鹿市郡山町塚腰	三交不動産 団地進入路建設	鈴鹿市 遺跡調査会	三交不動産
末野古墳	鈴鹿市郡山町末野	三交不動産 団地造成	鈴鹿市 遺跡調査会	三交不動産
正法寺山荘跡	鈴鹿郡関町鷲山字カマエ	重要遺跡確認	町教委	町
大垣内遺跡	津市高茶屋小森町大垣内 2413～2415	県立高茶屋病院施設	県教委	県衛生部
石筒遺跡	津市分部字石筒	団体営圃場整備	市教委	市
西垣内遺跡	津市分部字西垣内	団体営圃場整備	市教委	市
東垣内遺跡	津市分部字東垣内	団体営圃場整備	市教委	市
殿広遺跡	津市分部字殿広	団体営圃場整備	市教委	市

遺跡名	所在地	原因	調査主体	費用負担
上野城跡	安芸郡河芸町上野字城屋敷2623他	河芸町本城山公園建設	町教委	町
大塚古墳	安芸郡安濃町大塚	中勢地区広域営農団地農道	県教委	県農林水産部
多倉田遺跡	安芸郡安濃町多倉田	県道草生曽根線改良	県教委	県土木部
大井田城跡	員弁郡大安町大井田字谷口2038−2	中部電力鉄塔建設	町教委	中部電力
浄土寺南遺跡	安芸郡安濃町浄土寺	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
白樫遺跡	安芸郡美里村足坂	中勢地区広域営農団地農道	県教委	県農林水産部
川口北方遺跡	一志郡白山町川口	中部電力鉄塔建設	町教委	中部電力
高畑遺跡	一志郡一志町井生字高畑3032〜3038	豊田照明器具㈱工場建設	町教委	増田照明器具㈱
黒田遺跡	一志郡嬉野町黒田	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
天華寺廃寺	一志郡嬉野町天花寺	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
口山田遺跡	一志郡嬉野町島田	県営圃場整備	県教委	県農林水産部
蛇亀橋遺跡	一志郡嬉野町島田	県営圃場整備	県教委	県農林水産部
巽ヶ丘遺跡	久居市東鷹跡町177−2	市立巽ヶ丘幼稚園	市教委	市
草山遺跡	松阪市久保町字草山	三重交通㈱団地造成	市教委	三重交通
上寺遺跡	松阪市中万町字上寺323〜368	団体営圃場整備	市教委	市農林部 市教委
鐘突遺跡	松阪市中万町字上寺396〜405	団体営圃場整備	市教委	市農林部 市教委
土古路遺跡	松阪市土古路町	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
出間浦山遺跡	松阪市東黒部町	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
南山西方遺跡	松阪市東黒部町	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
斎宮跡	多気郡明和町斎宮・竹川	重要遺跡確認	県教委	県教育委員会
斎宮跡	多気郡明和町斎宮・竹川	史跡現状変更	町教委	町
東村東方遺跡	多気郡明和町佐田	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
新兵衛山遺跡	多気郡明和町佐田	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
堀田遺跡	多気郡明和町有爾中	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
藤原遺跡	多気郡明和町金剛坂	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
広垣内遺跡	多気郡明和町東池村	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
上通遺跡	伊勢市上地町上通1535他	丸富(有)宅地造成	市教委	丸富㈲
殿垣外遺跡	伊勢市西豊浜町	豊浜西小学校屋内運動場	市教委	市

遺跡名	所在地	原因	調査主体	費用負担
田垣外出雲遺跡	伊勢市西豊沢町字出雲・田垣外	地方卸売市場建設	市教委	市
田丸城跡	度会郡玉城町田丸114—2	玉城町庁舎建設	町教委	町
麻加江城跡	度会郡度会町麻加江上村936他	北村建設(有)土取り	度会町遺跡調査会	北村建設
寺垣内遺跡	度会郡度会町上久具	農免道路	県教委	県農林水産部
西明寺遺跡	上野市西明寺3201—1他	重要遺跡確認	市教委	市
広岡遺跡	上野市荒木字広岡1552他	総合住宅㈱宅地造成	市教委	総合住宅㈱
笠部遺跡	上野市笠部字神部110他	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
神部遺跡	上野市笠部字神部110他	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
中ノ切遺跡	上野市喰代字中切495他	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
下り谷遺跡	上野市比自岐字下り谷908他	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
高猿6号墳	上野市喰代字松本	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
下郡遺跡	上野市下郡	木津川改修事業	県教委	県土木部
尻矢古墳群	名張市赤目町星川416他	名張地所㈱団地造成	名張市遺跡調査会	名張地所㈱
白早稲遺跡	名張市瀬古口	新東昭㈱団地造成	名張市遺跡調査会	新東昭㈱
上原城遺跡	名張市上原城2240他	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
真泥A遺跡	阿山郡大山田村真泥字滝谷2636他	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
西沖遺跡	阿山郡大山田村	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
沢遺跡	阿山郡大山田村広瀬	県営圃場整備	県教委	県農林水産部 県教育委員会
恒岡遺跡	阿山郡阿山町円徳院字東山	上野甲南線道路改良	県教委	県土木部
将軍塚遺跡	阿山郡阿山町円徳院字川原	農村地域定住促進圃場整備	町教委	町
津の森遺跡	熊野市有馬町1452—1・2	遺跡範囲確認	市教委	市

緊急発掘調査の概要（※印は国庫・県費補助事業、△印は試掘）

天王平・尾津平遺跡（桑名郡多度町小山）

事 業 名　多度小学校改築工事

調査主体　多度町教育委員会

調査期間　昭和５５年８月１日～８月１５日

調査面積　１００㎡

概　　要　古く、昭和３年、多度小学校建設に伴う整地作業中に土馬が出土したことで著名な遺跡である。今回、西側の果樹園を一部削平して新校舎が建設されることになったための事前調査である。調査の結果、古墳時代土師器、須恵器、奈良時代の土師器が出土したが、遺構としてはまとまらなかった。

愛 宕 古 墓（桑名郡多度町愛宕）

事 業 名　町林道建設

調査主体　多度町教育委員会

調査期間　昭和５５年

調査面積　５０　㎡

概　　要　以前、密柑畑をつくる際、多数の蔵骨器の破片が広範囲に亘って出土した遺跡である。今回、既設の林道を拡幅することとなり、事前の調査を行なった。しかし、既に削平されてしまっており、遺構は全く確認出来なかった。古瀬戸、常滑の破片多数と、石垣に転用された五輪塔の各輪を多数採集した。

大 井 田 城 跡（員弁郡大安町大井田字谷口２０３８－２）

事 業 名　中部電力株式会社・鉄塔建設

調査主体　大安町教育委員会

調査期間　昭和５６年３月３日～３月１３日

調査面積　１００㎡

概　　要　大井田城跡は、員弁川右岸の標高８０ｍ前後の台地先端部に位置する中世城館である。城跡は谷をはさんで二つの地区に分かれ、東西３５０ｍ×南

北３００ｍの範囲に、低土塁で囲まれて、郭が約３０郭整然と配置されている。井戸をのこす郭もいくつかしられる。

今回、発掘調査を行なったのは、谷の南側の先端部に位置する郭と土塁の一部である。土塁は、地山上に盛土したもので上面幅1.5ｍ・基底部幅３ｍ・高0.8ｍを測る。土塁上の東側には人頭大の河原石が並べられている。土塁の東西の郭内には、径1.5ｍ・深さ１ｍの土壙が各々１カ所検出された。出土遺物は、弥生土器数点・石鏃１点・中世陶磁器数点がある。

石樽下遺跡 ※△（員弁郡大安町片樋字天王、杉本）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　県教育委員会

調査期間　昭和５５年６月４日

調査面積　１６㎡

概　要　源太川左岸の台地で、東面する斜面に立地する遺跡である。標高は６４ｍ前後で、現況は畑地である。幹線排水路部分に２箇所の試掘壙（２×４ｍ）を設定して調査した結果、いづれも遺物、遺構が検出されなかった。この地点は台地上にあたり、周囲の水田でも遺物の散布がみられないことから遺跡は台地上にはひろがらないものと思われる。なお、黄褐色粘質土の地山まで６０～８０㎝と表土が厚い。

山田廃寺 ※△（員弁郡東員町山田）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　県教育委員会

調査期間　昭和５５年１０月６日～１０月２５日

調査面積　４００㎡

概　要　排水路部分の発掘で、東員町役場の東側に、4.5ｍ×９０ｍのトレンチをあけた。検出された遺構は、竪穴住居跡１棟と中世火葬墓１基である。その他、溝跡、小ピット群もあるが、建物跡としてはまとまらない。竪穴住居跡は不整形で2.4×2.8ｍである。北側に黄色粘土でカマドを構築しており、カ

マド付近から、土師器の甕と奈良時代の須恵器1が出土した。火葬墓は、1辺約1mの隅丸方形で、側壁は巾2cm程にわたり焼けている。深さは20cmである。この中には、炭、灰に混じって、細骨片と土師器の皿が1枚出土した。

遺構の概況は以上の通りで、遺物には、土師器、須恵器、灰釉陶器、山茶椀がある。発掘地点は、遺構、遺物よりみて、寺跡とは考えられず、寺域外であろう。東員町役場着工時に多数の瓦の出土をみたといわれており、山田廃寺跡は役場下になったものと思われる。なお、近くの圓光寺には、塔心礎と礎石が残っている。

小金塚遺跡※△（員弁郡東員町山田）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　県教育委員会

調査期間　昭和55年11月26日～11月29日

調査面積　200㎡

概　要　東員町役場の西の台地上にあり、以前六基の塚があったが、昭和初め頃の開墾により破壊されたといわれており、現在地表に何の痕跡もみとめられない。発掘調査は4m×50mのトレンチを排水路部分についていれた。その結果、2条の溝と少数のピットが検出された。遺物は非常に少なく、奈良時代の杯蓋1と少量の須恵器片、灰釉椀の底部1、平瓦片1であった。

栗ノ木遺跡※△（員弁郡東員町山田）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　県教育委員会

調査期間　昭和55年9月24日～10月4日

調査面積　600㎡

概　要　標高40m前後の台地上に広がる約20,000㎡の遺跡で、今回は、当事業に伴なう排水路部分について調査した。3m×120m（A区）、3m×80m（B区）の東西に長い2本のトレンチをあけた。その結果A区では、掘立柱建物跡1棟、溝5条、小形の竪穴住居跡1棟と多くのピット、土壙を検

出した。掘立柱建物跡は、発掘範囲が狭いため規模については不明であるが、柱間1.9mで2間分検出された。B区では、5条の溝と多数のピットを検出したが、建物跡としてまとまるものは確認されなかった。出土遺物は、須恵器、灰釉陶器、山茶椀、土師器がある。時期的には、古墳時代後半～鎌倉時代にわたるが、奈良、平安の遺物が多い。

東禅寺廃寺△（員弁郡藤原町東禅寺1654－1）

事業名　小野田セメントKK　土取り

調査主体　藤原町教育委員会

調査期間　昭和55年9月1日～9月10日

調査面積　1,000㎡

概　要　標高190～225mの丘陵で、中世墳墓の存在を予期し、各所に試掘壙を設定したが、山茶椀片、陶器片が数点出土したのみで、めぼしい遺構は検出できなかった。しかし、頂部近くに径10mの小さな塚状のものがあった。ここに十文字にトレンチを設けたところ、頂部の表土下に方形にめぐる石敷が見られたが、中央部分は盗掘をうけていた。トレンチから破壊した瓦製の経筒の破片が出土した。

大膳寺跡※（四日市々南いかるが町4377他）

事業名　重要遺跡確認調査

調査主体　四日市々教育委員会

調査期間　昭和55年7月16日～昭和56年3月31日

調査面積　2,557㎡

概　要　多くの柱穴・溝跡等を検出した。しかし、まとまった遺構となるものはなく、さらに、寺院跡を決定するような遺構も確認することができなかった。遺物は、従前通り灰釉土器・瓦片・須恵器・土師器・山茶椀等を検出した。今年度は、さらに緑釉陶器20余片を検出した。

川原井瓦窯跡（鈴鹿市加佐登町字川原井２６６４）

事 業 名　水資源開発公団加佐登調整池

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年４月２３日～９月１日

調査面積　５００㎡

概　　要　３基の瓦窯跡は、椎山川右岸の標高約２９ｍの台地崖際に立地し、昭和５４年に調査を実施した川原井遺跡（掘立柱建物跡群）の北西約２５ｍに位置する。瓦窯跡は崖斜面を利用した半地下式のロストル式平窯で、約３ｍ間隔で並列していた。各窯ともほぼ完存し、全長約3.5ｍ、高さ約2.6ｍで、焼成室は縦約1.5ｍ、横約1.8ｍ、高さ約1.0ｍで５条のロストルをはさむ６本の火道を作り、その各２本を奥壁で連結した煙道３条を抉っている。燃焼室と焼成室の隔壁下部に３孔を抜き、両室の比高は約１ｍである。遺物は土のう袋で約3,０００個あり、史跡伊勢国分寺出土瓦の一部と同じ軒丸瓦３種類、軒平瓦４種類のほか、鬼瓦片・塼・「領」字をスタンプした平瓦片１点があり、本瓦窯が国分寺瓦窯であることが判明した。さらに瓦窯跡に近接して工房跡と推定される一辺約５ｍの竪穴住居跡３棟を確認した。県内の伊勢・伊賀・志摩の三国分寺のうち、唯一の瓦窯判明例であり、律令制下の郡域を越えた瓦の需給を確認した点が大きな成果であった。

神大寺遺跡※（鈴鹿市南堀江町字大坪）

事 業 名　県営圃場整備事業

調査主体　県教育委員会

調査期間　昭和５５年８月２５日～１０月１日

調査面積　８００㎡

概　　要　鈴鹿川右岸に平がる沖積平野にあり、標高は３ｍ前後で、現況は畑である。

発掘個所は東区と西区に分かれており、東区からは多くの遺物が出土した。しかし、遺構は検出されず、東西に自然流路と思われる溝が検出された。溝の北肩には五輪塔の水輪部が出土したり、その上層からは５ｃ末～６ｃ初にかけ

てのものと思われる須恵器が多数出土しており、当地区は攪乱を受けたものと思われる。他に、弥生時代のものと思われる南北方向の溝２条も検出された。

遺物は多く、弥生末のものから古式土師器、古式の須恵器、土師器、灰釉陶器片、山茶椀、天目茶椀片、常滑の大甕片、五輪塔（水輪部）をはじめ多数の羽釜片などが出土している。

西区については、７箇所のグリッド掘りを実施したが、すぐ砂の地山層につき当たり、遺構の検出はできなかった。

天ノ宮遺跡※（鈴鹿市南長太町）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　県教育委員会

調査期間　昭和５６年１月１６日～１月３１日

調査面積　８００㎡

概　要　鈴鹿川右岸、現流路とほぼ平行し現河川の南方２.５㎞に形成された自然堤防上に立地し、東方２㎞に立地する。現況は、標高４ｍ前後を測る畑地である。検出遺構は、自然堤防に平行して北東へ流れる古墳時代大溝、古墳時代土壙３基、北流する古墳時代小溝３条、中世溝２条が、検出された。

遺物としては、縄文土器１片、輝緑岩製の弥生時代抉入片刃石斧、古式土師器、土師器、須恵器、灰釉陶器、山茶椀、常滑、天目茶椀などが、出土している。

大門遺跡（鈴鹿市秋永町大門）

事業名　三交不動産㈱　団地進入路

調査主体　鈴鹿市遺跡調査会

調査期間　昭和５５年１２月１日～末日

調査面積　１００㎡

概　要　東進入路建設に伴うもので、秋永地区の調査である。試掘結果をもとに１箇所について本調査を実施した。検出された遺構は、須恵器は伴わない時期の竪穴住居跡が圧倒的に多く５棟ある。この他、５世紀末～６世紀の古い須

恵器を出土する竪穴住居（１棟）、これら、竪穴住居跡に関連すると思われる溝跡、掘立柱建物跡（１棟）がある。出土遺物として、上述した古い須恵器、古式土師器のほか、フイゴの羽口、鉄滓２個、砥石がある。本調査を実施した面積はわずか１００㎡にも満たなかったが、遺構密度の濃い地点であった。調査した限りでは大門といわれる門跡は検出されなかった。

中瀬古南遺跡（鈴鹿市中瀬古町）

事 業 名　三交不動産㈱　団地進入路

調査主体　鈴鹿市教育委員会

調査期間　昭和５５年１２月１０日～５６年１月末日

調査面積　７００㎡

概　　要　秋永町から中瀬古町に通じる東進入路建設に伴う発掘調査である。試掘調査結果をもとに、三箇所について本調査を実施した。Ⅰ地区では、古墳時代初頭の竪穴住居跡（１棟）、古墳時代後期の掘立柱建物跡（１棟）、土壙（２基）、Ⅱ地区では、鎌倉時代の総柱建物跡（１棟）、Ⅲ地区では、鎌倉時代の土壙墓（１基）、井戸跡が検出された。Ⅲ地区から検出された土壙墓は、1.8ｍ×0.9ｍの長方形を呈し、深さが約５０㎝であった。中から、青磁碗と土師皿４～５枚が出土した。この地点は、経塚古墳のすぐ東に当る。

塚　腰　遺　跡（鈴鹿市郡山町塚腰）

事 業 名　三交不動産㈱　団地進入路

調査主体　鈴鹿市遺跡調査会

調査期間　昭和５６年１０月２０日～１１月末日

調査面積　３００㎡

概　　要　郡山町から団地に入る進入道路建設に伴う発掘調査である。２０ｍ間隔に４×４ｍのグリット７箇所設定し、遺構・遺物の濃密な箇所については、拡張し本調査を実施した。検出された遺構には、古墳時代初頭の方形周溝（２基）、古墳時代後期以後の竪穴住居跡（２棟）、掘立柱建物跡（２棟）、鎌倉時代の溝跡数条がある。遺物には、周溝から出土した古式土師器片、須恵器片、

山茶椀、山皿片、緑釉片１点がある。去年調査した松山遺跡（８００㎡）からも、方形周溝１基が確認されているが、この付近には、まだ多数存在するものと思われる。方形周溝と畑遺跡などの土師集落との関係、この地域の赤郷・経塚古墳などの前期古墳発生への社会的背係などを知る上に１つの手がかりを与えてくれると思う。

末　野　古　墳（鈴鹿市郡山町末野）

事 業 名　三交不動産㈱　団地

調査主体　鈴鹿市遺跡調査会

調査期間　昭和５５年７月２０日～８月末日

調査面積　１００㎡

概　　要　国鉄伊勢線中瀬古駅前に展開する末野台地の東端に所在する円墳である。発掘調査した結果、径１５×１５ｍ、高さ約１ｍで、巾約１ｍの周溝が巡っていることが判明した。主体部は、後世の開墾等で壊わされ検出されなかった。溝から多数の須恵器片が出さしているが、７世紀前半頃の年代が与えられると思う。なお旧地表より、弥生時代後期の土器片が出土した。末野台地から、数棟の竪穴住居跡が検出されているが、これらとの関連が注目されるところである。

正法寺山荘跡※（鈴鹿郡関町鷲山字カマエ）

事 業 名　重要遺跡確認調査

調査主体　関町教育委員会

調査期間　昭和５５年８月４日～９月２３日

調査面積　７５０㎡

概　　要　本年度は第４次調査にあたり、遺跡西北隅の郭内の遺構確認を目的として実施した。第３次までの調査と同様、この地区でも火災にあったあとがうかがわれ、整地をして次の建物等を整えている。古い遺構には、井戸１、石組み水溜め２、暗渠１、玉石敷遺構１、石組溝１があり、新しい時期の遺構には、礎石建物跡３、石敷通路跡１、石列１、溝跡１がある。井戸は径１１ｍで、人

頭大の河原石を積みあげてつくられており、井戸のまわりも方形に石囲いをしている。玉石敷遺構は小さい池状のもので、石組み水溜めを通り、暗渠を伝って排水されていたものらしい。建物跡は、5間×3間の東西棟と3間×3間（一部2間）の東西棟である。出土遺物は、土師器皿、羽釜、伊賀焼摺鉢常滑の摺鉢、甕、天目茶椀、青磁、染付皿、釘、古銭等がある。

大垣内遺跡（津市高茶屋小森町大垣内2413～2415）

事業名　県立高茶屋病院施設

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和55年8月18日～9月12日

調査面積　460㎡

概　要　標高約20mの高茶屋小森町の台地の東南端部に所在する遺跡で、県立高茶屋病院の合併処理場建設に伴い発掘調査が実施された。調査の結果、発掘区の北半部は、すでに削平されていたが、古墳時代後期（5c末）竪穴住居跡2・土壙・奈良時代掘立柱建物跡1などが検出され、遺物もかなり多く出土した。遺物としては、古墳時代では退化したS字状口縁部をもつ土師器台付甕や土師器杯類が目立ち、須恵器は、県内では古い形式をした杯・高杯・甑などがあるが数少ない。奈良時代でも土師器杯類が多く、須恵器類は少なかった。

また、この遺跡の範囲としては、台地縁辺部を東西方向にのびているようで発掘区西方の県道の側溝工事や合併処理場に伴う排水管の敷設工事などでも、かなりの土師器類が出土している。

上野城跡（安芸郡河芸町大字上野字城屋敷）

事業名　河芸町本城山公園事業

調査主体　河芸町教育委員会

調査期間　昭和55年8月4日～9日

調査面積　200㎡

概　要　当該遺跡は、1570～1610年の間、津城の仮城または出城として築城されたものである。今回の調査地は、城の北側の畑にあたり平坦になっ

ているが、この北部には段状部が認められた。調査は畑地のほぼ中央のわずかな高まりを中心に、巾1.5～2mの試掘溝を南北と東西に設定した。調査の結果、数10cmで地山に達し、中央の高まりが墳状を呈するほか顕著な遺構は認められなかった。出土遺物は非常に少なく、弥生後期土器片や土錘、平瓦、須恵器の破片が認められるに過ぎなかった。なお、調査後に地形測量を実施した。

大塚古墳（安芸郡安濃町大塚字向山）

事業名　県営広域営農団地基幹農道整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和55年6月9日～8月30日

調査面積　900㎡

概　要　道路計画地内にかかる古墳3基（その内1基は約$\frac{1}{4}$程度）を発掘調査した。古墳は安濃川右岸にあたり、経ケ峯山麓より東方にのびる低位丘陵上に位置し、標高55～58mぐらいである。3基の内1基は2つの内部主体（横穴式石室）をもつ径16mの円墳で、内部主体の一つは盗掘を受けてなく完全な形で石室が残っていた。

		製造時期	内部主体	副葬品 須恵器	副葬品 土師器	副葬品 鉄製品、玉類など	墳丘・規模
第1号墳	第1主体	6世紀前半	両袖式横穴式石室	壷　2　杯身(ツキミ) 台付壷1　5 (ハソウ)2　杯蓋(ツキフ 提瓶(テイヘイ)3　タ)5 高杯　2	壷　3 椀　2	直刀　2　碧玉丸玉2 刀子(トウス)2　メノウ丸玉1 鉄鏃5～10　水晶切子玉5 釘　1　碧玉管玉1 碧玉白玉4　ガラス小玉3	円墳 径16m 高2.5m
	第2主体	6世紀後半	横穴式石室	提瓶　2　1 高杯　1 壷　2 杯身　3 杯蓋　1	高杯1 椀　3	直刀　1	
第3号墳		7世紀	横穴式石室、玄室南部分羨道付近は完壊玄室形態と羨道は不明	杯身　短頸壷 杯蓋 高杯	杯	直刀　1　鉄　2 刀子　3　金環　3	円墳 径1.2m 高1.5m
第2号墳		6世紀後半	不明				円墳

多倉田遺跡（安芸郡安濃町川西字多倉田他）

事業名　県道草生曽根線道路特殊改良事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年１１月１０日～５６年３月９日

調査面積　約２,５００㎡

概　要　安濃川右岸、標高約２０ｍの沖積地に立地する遺跡である。地目は全域が畑である。以前から部分的には八幡前遺跡、川西遺跡として知られていたが今回の分布調査、発掘調査によってかなり範囲が広がることが判明した。

検出された遺構には、弥生時代後期の大溝１条、中世の掘立柱建物（２間×２間）１棟、井戸２基、溝多数、土壙墓３基、土壙、近世の井戸２基、時期不明の円形周溝１条がある。出土した遺物は、調査面積にしては少なく、土納袋で２０袋分である。弥生土器（前・中・後期）、須恵器（杯・甕）、灰釉陶器（椀、段皿）、緑釉陶器、土師器（皿、鍋、羽釜）、山茶椀、山皿、常滑焼甕、天目茶椀、青磁等の土器、陶磁器がある。他に木製品（曲物）、石製品（石鏃、磨製石斧、石臼）、北宋銭がある。北宋銭が埋納された土壙墓、石組み井戸、城館跡の濠を想定させるような溝の検出等、中世の貴重な一資料を得ることができた。

浄土寺南遺跡※（安芸郡安濃町浄土寺）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年８月４日～１２月１５日

調査面積　５,０７８㎡

概　要　遺跡は、安濃川右岸の河岸段丘に位置し、標高１４ｍ前後である。調査の結果、古墳時代の大溝２条、奈良時代の竪穴住居跡２８棟、平安時代の掘立柱建物跡１１棟、井戸２基などを検出した。特筆すべき事項として、井戸２基のうち１基は、径８ｍ以上の掘り方をもち、その内部に幅３０㎝、長さ１.２ｍの板を組み合わせ、さらにその内側にもう一重の板組の井戸枠をつくったものである。さらに、この二重枠は方向が異なるという珍しいものである。井戸

からは、曲物、植物の種、少量の須恵器などが出土している。遺物は、弥生後期～平安期まで各期のものが種々出土したが、土師器が圧倒的に多く、須恵器、灰釉陶器もある。また、竪穴住居跡から円面硯（径約１２㎝、脚部欠損）も出土している。以上のことから、この遺跡は、奈良期～平安期を中心として住居が営まれていたし、出土している円面硯等から考え合わせると役所的性格をもつものと考えることができる。

白　樫　遺　跡（安芸郡美里村字白樫）

事 業 名　県営広域営農団地基幹農道整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年１２月１日～１２月３日

調査面積　１３６㎡

概　　要　遺跡は県道津～上野線（伊賀街道）沿いの足坂集落の南方約２００ｍにあり、長野川右岸の河岸段丘上に立地する茶畑、畑地一帯である。表採では古墳時代～中世に至る土器片がみられた。今回、道路計画予定地内に２ｍ×４ｍの試掘坑を１７カ所設定し遺構、遺物の有無確認、及び、遺跡の広がりについての調査を実施した。その結果、２カ所において、柱穴と考えられるピットを検出、また、時期的には室町時代に比定される土師器（鍋）片を若干量検出した。このピットを検出した試掘坑のすぐ南には室町時代～戦国時代につくられたと伝わる石組井戸（地元伝承）もあり、この一帯に中世集落跡の存在を推定させるものである。したがって昭和５６年度に遺構検出した２カ所の試掘壙を中心に路線内約８００㎡について第二次調査をする予定である。他の１６カ所については３０～５０㎝の表土を剝ぐと川原石を多量に含むバラス礫層となり、氾濫原の様相を呈し、遺構、遺物ともに皆無であった。

高　畑　遺　跡（一志郡一志町大字井生字高畑）

事 業 名　豊田照明器具KK　工場敷地造成

調査主体　一志町教育委員会

調査期間　昭和５６年２月２２日

調査面積　１００㎡

概　　要　雲出川南岸の河岸段丘端部の畑地に所在する遺跡で、遺跡の中央部には高畑古墳の横穴式石室天井石が石室内に倒れ落ち露呈していた。畑地は桑畑としての利用が多く、開墾・掘り込み等によって石鏃・石器剝片・縄文～鎌倉時代の土器片等が非常に多く散乱しており、遺構の存在も十分に考えられた。

工場造成に先立つ試掘調査は、２０㎝間隔に２×４ｍのグリッドを１１箇所設定して実施されたが、遺構の確認されたグリッドはなく、また遺物もきわめて少なくそれも地表に近く出土したものばかりであった。以上の結果であったため、工場敷地内にある高畑古墳の本調査とともに、遺跡についても、若干の補足調査を昭和５６年度に実施することとなった。

川口北方遺跡（一志郡白山町大字川口字中野）

事業名　中部電力KK　鉄塔建設

調査主体　白山町教育委員会

調査期間　昭和５６年１月２３日

調査面積　４０㎡

概　　要　北に雲出川が流れ、南には広い平野部がひろがる河岸段丘端部の畑地は、古くから石器や土器が出土しておりよく知られてきた。中部電力の鉄塔がこの一角に建設される計画がなされ、建設予定地にもわずかばかり土器片が散布しており、事業着手以前に調査が実施された。

調査箇所は鉄塔の四脚部が埋められ遺跡が破壊される箇所のみであったが、地表下約３０～５０㎝で地山が確認され、遺構・遺物の検出はみなかった。

黒田遺跡※（一志郡嬉野町黒田）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年５月１９日～５月２７日

調査面積　１０４㎡

概　　要　雲出川右岸の沖積平野に位置し、標高は６ｍ前後である。２個所の微

高地が畑であり、その周囲は水田になっている。西側の畑をA地区、東側の畑をB地区と仮称した。

調査はA地区に2個所、B地区に7個所、水田に4個所の計13個所に4m×2mのグリッドを設定し、表土下60～80cmまで掘り下げた。その結果、明確な遺構は認められなかったが、40～60cmに室町時代を中心とした中世土師器類が包含されていた。特にB地区では北寄りに若干量のまとまりをもって遺物が出土している。また、瓦器の椀底部片が1点出土している。

天華寺廃寺※（一志郡嬉野町天花寺字堀田）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和55年5月20～9月3日

調査面積　800㎡

概　要　当廃寺は、昨年度の調査によって塔と金堂が明らかとなり、法起寺式の伽藍配置が推定されている。今年度の調査は、塔と金堂の堀込み地業の断面観察や寺域の確認を中心に実施した。その結果、塔の版築は約15m四方であるが、堀込み地業の範囲は北と東に広く、基壇規模は方12m以下と考えられる。版築は現存最厚部で約1.2mを測り、最下部にも瓦を包含する。金堂の版築（約20×16m）は、現存最厚部で約1.5mを測り、版築の上部には少量の瓦が認められた。版築の中位には川原石が目立ち、塔以上に入念な地業である。両版築の中央から等間の位置には、深さ約1.4mの南北溝が認められ、瓦を出土した。寺域の東南部と推定される地区でも南北溝が認められた。上記の中央の溝から約43mの位置であり、寺域の東限に関わるものと推定される。遺物では、塔東方の包含層から出土した塑像片が注目に価する。

口山田遺跡（一志郡嬉野町島田）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和55年6月11日～6月12日

調査面積　８０㎡

概　　要　君塚川左岸の丘陵上に立地し、地目は山林である。幹線排水路部分延長約１５０ｍについて１０箇所の試掘壙（２×４ｍ）を設定して調査を実施したが、遺物、遺構ともに検出されなかった。黄褐色粘質土（礫含む、地山）までに２層あるが、遺物は含まれていなかった。当該地より東南の畑地（計画地区外）では須恵器、土師器の散布がみられた。

蛇亀橋遺跡（一志郡嬉野町島田）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年６月

調査面積　９６㎡

概　　要　君塚川左岸、蛇亀橋東方の台地上、右岸の独立丘上に立地する遺跡である。標高は２２ｍ前後で、地目は畑地である。削平対象地に計１２箇所の試掘壙を設定し、調査をすすめた。蛇亀橋東方の台地上にはかなり縄文晩期土器片の散布がみられた。遺構は検出されなかったが、第２層に黒茶褐色土の遺物包含層が認められた。さらに東方の独立丘上では、土師器片の散布がみられ、試掘の結果、最西部の試掘壙から縄文晩期土器片が出土した。

巽ケ丘北遺跡（久居市東鷹跡町）

事業名　久居市立巽ケ丘幼稚園新築事業

調査主体　久居市教育委員会

調査期間　昭和５５年８月～９月

調査面積　５５０㎡

概　　要　同遺跡は久居市々街地中心部にあり、江戸時代、久居城の一画であった。昭和５５年度久居市立巽ケ丘幼稚園の新築が予定され、７月に予定地約２０００㎡の試掘調査を行ない、地表下３０㎝で江戸時代の遺構の存在を確認した。本調査は建物敷地部分にしぼり、江戸時代の遺跡として実施した。その結果、良好な資料が得られた。主たる遺構としては、土塀跡、柵列、溝跡があ

る。土塀は幅６０㎝、深さ７０㎝の溝を掘り、中央線上に杉柱を打を込み、土を積みあげている。さらに土塀内側に、土塀と平行にそえ柱がみられた。柵列は土塀跡と重なるように作られている。これは建てかえにより土塀から柵列への変化があったものであろう。溝跡は土塀と平行に走り、幅９ｍ、深さ０.５ｍを測る。遺物は瀬戸焼天目茶椀、土鍋、堉質茶釜がある。これら遺構は久居城築城時の計画的に作られた武家屋敷の一端を垣間見せている。

草　山　遺　跡（松阪市久保町字草山）

事 業 名　団地造成

調査主体　松阪市教育委員会

調査期間　昭和５５年１月７日～２８日

調査面積　８３２㎡（試掘）

概　　要　団地造成予定地約１０万㎡の内・中心部の低丘陵地１５,０００㎡に遺跡が広がると推定されてはいたが、確実な遺跡の範囲を知るために、丘陵地に２０ｍ方眼をくみ、４×４ｍの試掘壙５２カ所を設定して試掘調査を実施した。対象地は平垣地というより緩斜地に当る。竹林及び松林が大半であったため、パワーショベルを動員して地表を剝ぎ試掘を行った。その結果、竪穴住居跡６棟、方形周溝跡１カ所、掘立柱建物１棟、円形素掘りの井戸跡１基が検出された。出土土器より、竪穴住居跡はすべて弥生時代末頃、井戸跡は鎌倉時代に属するものであると判明した。これより、事業地内に広がる遺跡面積は南北１００ｍ、東西２００ｍ、計２０,０００㎡と推定されるに至った。その内、東半部の緩斜地には弥生時代末頃の方形竪穴住居跡が集中し、良好なその頃の集落跡が広がることは確実である。この結果をもとに遺跡の取り扱いを事業者と現在協議中である。

上　寺　遺　跡※（松阪市中万町字上寺）

事 業 名　団体営圃場整備事業

調査主体　松阪市教育委員会

調査期間　昭和５５年６月２日～１０月１日

調査面積　4.450㎡

概　　要　櫛田川の低位河岸段丘面に形成された遺跡で、事業によって削平されることになった遺跡南端部分を調査。遺構は現地表下20～40㎝の、礫を若干含む黄褐色土面で検出された。方形竪穴住居跡15棟、掘立柱建物跡14棟、遺物を含む土壙14カ所が主なものである。竪穴住居跡は弥生時代前期1棟（2.6×5.0mと長方形を呈す）、古墳時代後期1棟の外は平安時代前半期に属するものと思われ、概して平面規模は小さく一辺5mを越えるものはない。掘立柱建物跡も平安時代後半期の竪穴住居跡と併存するものが大部分であると推定され、基本形は庇をもたない2×3間規模のものである。ただ、中に倉庫と考えられる総柱建物跡2棟があった。また、柱間が不揃いで、柱穴も径30㎝以下の細い建物跡2棟（内1棟は4×8m規模）もあり、これらは平安時代末頃より出現するのではないかと考えている。

前年調査した射原垣内遺跡が中世を主体とした遺跡であったのに対して、それと直線距離にして850mしかへだたっていない本遺跡からは、中世の遺構が全く検出されなかったのが注意された。

鐘突遺跡※（松阪市中万町字上寺）

事業名　団体営圃場整備事業

調査主体　松阪市教育委員会

調査期間　昭和55年10月3日～11月5日

調査面積　850㎡

概　　要　遺跡は山裾の狭長な段丘面に位置しており、事業によって掘削を受ける部分を調査。発掘区中央部分に掘立柱建物跡2棟、南端部分に竪穴住居跡4棟がいずれも重複して検出された。竪穴住居跡の内、1棟は径4.6mの円形住居跡で弥生時代前期、外の3棟は一辺4～6mの方形住居跡で奈良時代のものである。掘立柱建物跡の1棟は2×3間（4.4×5.6m）、外の1棟は全く同規模の2×3間、総柱建物跡であり、前者の柱穴は径40～50㎝、後者のものは径30ほどと小さく、底に礫を入れていた。後者は出土土器より平安時代末頃の建物跡と推定される。なお、遺構検出面より多数の縄文時代早期の押型

文土器片が出土した。

出間浦山遺跡※（松阪市東黒部町出間字浦山）

事 業 名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年１０月１３日～１５日

調査面積　２００㎡

概　　要　本遺跡は、昨年松阪市によって発掘調査された南山遺跡に続く浜堤上の砂質土の畑地にある。２×４ｍの試掘壙を１５カ所調査したところ、土師器片、山茶椀片ともに少量出土したがいずれも細片であった。また、遺構も確認されなかった。第Ⅰ層の耕作土中からは遺物が検出されたが、Ⅱ層・Ⅲ層へ下がるにつれその量は減少した。遺構面と考えられるⅣ層は表土下１３０～１５０cmにあり、事業によって削平される予定高より相当下にあたるため、本調査は実施しなかった。

斎　宮　跡※（多気郡明和町斎宮・竹川）

事 業 名　史跡現状変更

調査主体　明和町教育委員会

調査期間　昭和５５年５月１０日～昭和５６年２月９日

調査面積　1,２８１㎡

概　　要

調査次数	調査地区	調査面積	調査期間	地籍・地番	所有者	備考
31－1次	6ADO－M	64	55. 5.10～55. 5.20	明和町斎宮字内山	個人	個人住宅に伴う緊急調査 D地区
31－2次	6ACP－I	24	55. 5.21～55. 5.23	明和町竹川字南裏	個人	個人住宅に伴う緊急調査 D地区
31－3次	6ABD－A	54	55. 5.24～55. 6. 4	明和町竹川字古里	個人	個人住宅に伴う緊急調査 C地区
31－4次	6ADQ－T	444	55. 6. 9～55. 7.16 56. 1.28～56. 2. 6	明和町斎宮字千葉	百五銀行	銀行店舗建設に伴う緊急調査 D地区
31－5次	6ACC－G	192	55. 7.28～55. 8.11	明和町斎宮字塚山	個人	個人住宅に伴う緊急調査 C地区
31－6次	6ABO－X	204	55. 9.17～55.10.17	明和町竹川字古里	個人	個人住宅に伴う緊急調査 C地区

調査次数	調査地区	調査面積	調査期間	地籍・地番	所有者	備考
31－7次	6AGI－L	51	55.10.28～55.11.17	明和町斎宮字東加座	個人	個人住宅に伴う緊急 E地区
31－8次	6ACN－G	150	55.12.11～55.12.22	明和町斎宮字広頭	個人	個人住宅に伴う緊急 D地区
31－9次	6AGD－L	64	56. 1. 7～56. 1.16	明和町斎宮字北野	個人	個人住宅に伴う緊急 C地区
31－10次	6ADM－O	22	56. 1.16～56. 1.20	明和町斎宮字内山	近畿日本鉄道	プラットホーム拡張に伴う緊急調査E地区
31－11次	6ADT－I	6	56. 2. 9	明和町斎宮字木葉山	個人	個人住宅に伴う緊急 D地区
31－12次	6ADT－J	6	56. 2. 9	明和町斎宮字木葉山	個人	個人住宅に伴う緊急 D地区

斎　宮　跡※（多気郡明和町斎宮・竹川）

事業名　重要遺跡確認調査

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和55年5月6日～昭和56年2月17日

調査面積　7,700㎡

概　要

調査次数	調査地区	調査面積	調査期間	地籍・地番	所有者	備考
31次	6ABJ－M・X・W	1,470	55. 5. 6～55. 7.28	明和町竹川字中垣内	個人	計画的面調査 C地区
32次	6ACE－D・E・F	1,150	55. 7.29～55. 9.18	明和町斎宮字塚山	明和町	計画的面調査 A・B地区
33次	6ADE－C・D他	2,450	55. 9.16～55.12. 7	明和町斎宮字篠林	個人	計画的面調査 C地区
34次	6AFK－F・G・H	1,080	55.12.10～56. 2.17	明和町斎宮字西加座	個人	計画的面調査 C地区
35次	6APE他	1,550	55.12.10～56. 2.17	明和町斎宮字西前中	個人	計画的トレンチ調査 C地区

堀田遺跡※（多気郡明和町有爾中字堀田）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和55年10月30日～11月12日

調査面積　700㎡

概　要　本遺跡は、史跡斎宮跡の南約1.5㎞の低位段丘先端部に位置する。遺構は古墳時代の竪穴住居跡2棟、奈良時代の掘立柱建物跡2棟、土器焼成壙

２０基、溝跡４条、土壙３基、平安時代の井戸１基を検出した。遺物は出土量の大半が奈良時代の土師器胴長甕であり少量の椀、鍋がある。また、灰釉陶器、山茶椀、土製支脚が出土している。本遺跡の最大の特色は土器焼成壙群である。長さ3.5 m、幅1.8 mの隅丸の二等辺三角形で側壁から底面にかけ真赤に焼け固っており、２基の焼成壙では胴長甕片が若干残存していた。国史跡水池土器製作遺跡（北東1.5 km）や、発シ遺跡（南方２００ m）等、焼成壙の類例が周辺地域にあり、おそらく斎宮等へ貢納するための土師器を作った「土器を焼く里」の一部であろう。

藤　原　遺　跡※（多気郡明和町金剛坂字藤原）

事 業 名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年５月１９日～５月３１日

調査面積　２００㎡

概　　要　近鉄斎宮駅南西約1.5 km、県道松阪伊勢線の南に広がる水田地帯に位置する。東西に２本走る排水路（巾６ m）計画地内に２ m×４ mの試掘壙を２５カ所設定して調査を行なった。その結果、遺構としては２つのグリットで溝を各１条検出したにとどまる。遺物はほとんどのグリッドでみられたが、量は若干で、小片が多い。土師器（小皿・鍋）片、山茶椀片がその主なもので、平安時代後半～末と考えられる灰釉陶器（椀）片も２片みられた。

広 垣 内 遺 跡※（多気郡明和町東池村字広垣内）

事 業 名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年５月２５日～２７日

調査面積　５６㎡

概　　要　県道松阪伊勢線をはさむ金剛坂の集落と約２ km南の有爾中から池村にかけてのびる丘陵の間の水田（一部畑地）に位置するが、今回の調査地点は丘陵麓に近いところである。２ m×４ mのグリッドを７カ所設定して遺構、遺物

の有無確認に努めた。その結果、２ケ所でピットが少数みられたが、埋土が表土（耕作土）そのもので遺物も全く含まず、現代に近いものと判断した。遺物は全く検出されなかった。

上　通　遺　跡△（伊勢市上地町上通１５３５他）

事 業 名　丸富（有）宅地造成

調査主体　伊勢市教育委員会

調査期間　昭和５５年６月１８日～１９日

調査面積　１７０㎡

概　　要　汁谷川左岸、標高約１５ｍの河岸段丘中位面に位置する。総開発面積1,７００㎡の内、２ｍ幅のトレンチを東西・南北に設定し、試掘調査を実施した。開発区域の南西約２０ｍの所に寺山館跡があるため、何らかの関連遺構の存在が期待されたが、調査の結果、室町時代の土師器鍋が少量出土したが、遺構は検出されなかった。

殿 垣 外 遺 跡（伊勢市西豊浜町字殿垣外）

事 業 名　豊浜西小学校屋内運動場

調査主体　伊勢市教育委員会

調査期間　昭和５５年８月１日～９月１０日

調査面積　約５００㎡

概　　要　昨年調査を実施した小御堂前遺跡の北側、標高３ｍを計る明野台地の端部に位置する。地目は学校グランドである。遺構は、竪穴式住居３棟、掘立柱建物址９棟、井戸址６基の他、溝址、土壙が検出された。遺物は、古墳～鎌倉時代まであるが、奈良～平安時代の土師器、須恵器が多い。他に、緑釉陶器・灰釉陶器・墨書土器・青磁・志摩式製塩土器・山茶椀・フイゴ羽口等が出土。

田垣外出雲遺跡△（伊勢市西豊浜町字田垣外・出雲）

事 業 名　地方卸売市場建設

調査主体　伊勢市教育委員会

調査期間　昭和５５年１０月２１日～３１日

調査面積　約８００㎡

概　　要　外城田川左岸、標高約４ｍを計る河岸段丘及び氾濫平野に位置する。総開発面積約６０,０００㎡内で、４ｍ×４ｍの試掘　を４０ｍ間隔で総数４８カ所の調査を実施した。調査の結果、当初遺物の散布が認められた北側の畑地は、耕地整理時にかなり削平されたようで、表土の下層はすぐ礫層となっていた。また、他の地域は、旧地形がかなり低かったようで、土を搬入している様相を示した。以上のように、遺物は弥生時代後期台付甕や、山茶椀・土師器鍋等が少量出土したが、これに伴う遺構は全く検出されなかった。

田　丸　城　跡（度会郡玉城町田丸１１４－２）

事 業 名　町庁舎建設

調査主体　玉城町教育委員会

調査期間　昭和５５年１０月２９日～１２月１０日

調査面積　１,０００㎡

概　　要　調査地区は田丸城址の東南部に当り、内堀と外堀にほさまれた標高約２０ｍの平地で、玉城町新庁舎建設予定地内である。文久４年（１８６４）の「田丸城武家家敷図」には、同所に紀州藩同心屋敷地と二つの堀をつなぐ水路が描かれている。遺構は上下の２層にわたり、上層の紀州藩同心屋敷跡は旧保育所により大半が攪乱され、瓦溜りや水路の上部の確認に留った。下層では戦国時代末頃から江戸時代前半頃の掘立柱建物址・土壙・溝址などを確認した。遺物には、軒丸瓦・軒平瓦、施釉の鉢・椀・天目茶椀・水差し、染付椀・鉢、摺鉢、硯、鉄釘、土師器皿・鍋などがある。なお、軒丸瓦には江戸時代初頭の城主であった紀州藩久野家の家紋を付けた類例が少量含まれており、これらと伴出した遺物の年代決定が可能になったため、これまで本県においてほとんど未開拓の分野であった近世遺物の研究に貴重な標準資料を得たこととなった。

麻　加　江　城（度会郡度会町麻加江字奥屋敷・上村・園）

事 業 名　土取り

調査主体　度会町教育委員会

調査期間　昭和５５年１１月4日～１２月５日

調査面積　７００㎡

概　　要　麻加江城は、宮川右川の標高５０ｍほどの台地東縁部に築かれた中世城館跡である。空堀と土塁に囲まれた最北端の郭以南は、後世の開墾のため、所々に土塁や井戸をのこすのみであった。

今回調査を行なったのは、最北端の南に位置する郭と最南端の「郷土館」とよばれる2地区である。前者の郭では、郭の西側で幅3.2ｍ・深さ1.6ｍの空堀を検出し、この郭が空堀と土塁で囲まれた東西３０ｍ×南北３５ｍの独立した郭であることが明らかとなった。郭内では、根石をもつ柱穴も検出されたが建物としてはまとまらなかった。また、焼土面をもつ浅い土壙も検出された。出土遺物には、室町時代後期の土師器・陶磁器の他、近世に属する遺物もある。「郷土館」では、屋敷地割のためと推定される石列を長さ２５ｍにわたり検出した以外、遺構はみとめられなかった。出土遺物は、室町時代の土師器・山茶椀・陶磁器の他、近世陶磁器もある。

寺垣内遺跡△（度会郡度会町上久具字寺垣内）

事業名　農林漁業用揮発油税財源見替農道整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年１０月２８日～１０月２９日

調査面積　９６㎡

概　　要　本遺跡は宮川の右岸段丘面の緩斜面上に位置する。試掘調査は道路予定地３００ｍを対象に２０ｍピッチ、２×４ｍグリッド計１２ケ所行なった。その結果、東側3グリッドにおいて、鎌倉時代の土師器椀（完形）2、中世陶器等の出土があった。その椀の1つは掘立柱建物跡と思われる柱穴内からの出土であった。他の9グリッドでは遺構・遺物は全く見られなかった。

西明寺遺跡※（上野市西明寺３２０１－１他）

事業名　重要遺跡確認

調査主体　上野市教育委員会

調査期間　昭和５５年１２月８日～

調査面積　２０００㎡

概　　要　伊賀国分寺跡・同尼寺跡周辺は開発行為に直面しつつあり、同寺関連の重要遺構保存の方策をたてる意味において緊急発掘調査を実施した。国分寺南接地においては、２０ｍ×５０ｍを調査した。出土遺物は極めて少ないが、古墳時代・奈良時代の須恵器、土師器等を検出した。遺構は、ゆるく弧状を呈し、東西方向に走る幅約１ｍ、深さ約５０㎝の溝等３本の溝状遺構やほぼ東西方向にならぶ柵列状柱穴群、掘立柱建物と考えられる柱穴群などが検出された。国分寺東接地においては、１０ｍ×１００ｍを調査した。出土遺物は比較的多く、古墳時代以降、奈良・平安・鎌倉各期の遺物が検出されている。遺物は、須恵器・土師器・軒丸瓦片・灰釉陶器・瓦器・舶載磁器がある。遺構はほぼ南北方向に呈する幅約８０㎝、深さ約５０㎝の溝等数本の溝及び、柱穴群、土壙などが検出されている。

広　岡　遺　跡△（上野市荒木字広岡１５５２他）

事 業 名　総合住宅㈱　宅地造成

調査主体　上野市教育委員会

調査期間　昭和５５年４月１５日～

調査面積　４０㎡

概　　要　上野市遺跡地図に掲載される遺跡であることから、事前の試掘調査を実施した。分布調査においては中・近世のものと思われる土師器の細片が濃密に認められたが、明確な包含層もなく、遺構も認められなかった。

笠　部　遺　跡※（上野市笠部字北浦・菊川・西浦）

事 業 名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年５月１２日～５月１６日

調査面積　２００㎡

概　　要　木津川左岸の標高１４０ｍ前後の沖積地に位置する遺跡であり、字北浦・菊川・西浦に広がり、沖積地内の微高地上に占地している。調査は、グリッドによる試掘調査であるため、遺跡の詳細は明らかにされなかったが、弥生後期から鎌倉時代に至る各種の土器片を出土している。木津川河道に近いため、沖積化が著しく、数層の水田耕作土を確認している。また、地山は、現地表下１ｍ内外で検出され、砂層と考えられる。この遺跡群には、古墳時代の土器溜と多数の木製品を出土した神部遺跡も含まれ、北浦・菊川・西浦遺跡でも木製品が出土する可能性があり、低湿地の遺跡と考えられる。

神　部　遺　跡※（上野市笠部字神部）

事 業 名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年９月２４日～１０月１６日

調査面積　７２０㎡

概　　要　神部遺跡は、木津川西岸の氾濫原上に位置する。神部遺跡付近では、氾濫原が２段になり、上段は集落跡の存在が推定され、下段は木津川河道の一部を形成していたと考えられる。今回の調査地区は、水路部分にあたり、上段の直下を南北方向にほぼ平行する幅４ｍ×長１８０ｍの範囲である。調査区南端の上段直下で、廃棄された状態で古式土師器を一括する土器溜を検出し、調査区北端の下段より更に一段低い部分で杭列及び多数の木製品（槽・建築部材等）が漂着した状態で検出でき、伴出する土師器から古墳時代後期～飛鳥時代に埋没したものと判断される。また包含層出土遺物に奈良時代～平安時代に至る須恵器・灰釉陶器・緑釉陶器・黒色土器及び鎌倉時代の瓦器・土師器があり、これらの遺物は上段の微高地から流入したものと考えられる。

中ノ切遺跡※（上野市喰代字中切）

事 業 名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年５月１５日～５月２０日

調査面積　１２０㎡

概　　要　喰代字中切・青木・南浦一帯には、土師器・瓦器片が広く散布しており、遺構の存在が推定された。２ｍ×４ｍのグリッドを１６カ所設定して調査を行なった結果、中切と南浦の境あたりで少数のピットを検出し、出土遺物もこの付近で多いことから考えて中切遺跡は、この周辺に拡がっていると思われる。Ｇ２～Ｇ７・Ｇ８～Ｇ１１地区は、谷筋にあたり遺構の存在は認められなかった。また、正光寺の北方の畑地には、近代の石組井戸が３基廃絶されている。中切の北側では未削平地の丘陵がのこされ、２基の古墳を確認した。ともに横穴式石室を内部主体とする横穴式石室であるが、羨道部は既に破壊されている。１号墳は、円墳であるが、２号墳の墳丘保存状況は良くなく、墳形は不明である。ともに、事業地外の現状保存とした。

下り谷遺跡※（上野市摺見下り谷）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年６月２日～７月３０日

調査面積　８００㎡

概　　要　比自岐盆地の北辺を西流する比自岐川の北岸に位置する。後背地の丘陵には、『三国地志』に西氏堡とある中世城館が構築され、この付近一帯は、「構千軒」ともよばれる地域である。調査区の南部分で東西に掘られた溝１条を検出し、東部分は、鎌倉時代の瓦器を含む包含層上に盛土・整地しており、この整地面で掘立柱１棟・石組土壙１基・土壙１０基・溝２条・土壇を検出した。西部では、この整地層は認められなかったが、石組井戸１基・土壙１基を検出した。東部分の遺構は、戦国時代の所産であり、東西に走る溝及び後背地の城館を考え併わせると、城館跡の一部と考えることも可能である。出土遺物は、大別して鎌倉時代の瓦器・土師器と戦国時代の土師器（皿・鍋）・瓦質土器（羽釜・火鉢）・陶磁器（天目茶椀・擂鉢・皿）・石臼等がある。

高猿6号墳※（上野市喰代字松本）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和56年1月12日～2月10日

調査面積　340㎡

概　要　上野市喰代から大山田村出後に至る狭い谷あいの東の丘陵斜面に開田された水田の一角に所在した古墳で、近くには、明治年間に鏡や刀剣・玉類そしてハマグリの入った須恵器を出土したことで著名な高猿古墳が知られている。今回調査の対象となった古墳は、水田開発によりわずかに高さ1mほどの不整形なマウンドに変形されていたものであったが、残された墳丘部からは5主体が確認された。時期的には5世紀後半から6世紀初頭に至るもので各主体の様相は下表のとおりであるが、これらは重複することなく、順次埋葬されたようである。なお墳丘は墳頂部が平坦に削平され、また周辺もかなり削られていたが、墳麓部では二方に幅約2.0mの周溝をめぐらす一辺約20mの方墳で、二段築成で造築され、一部には葺石の残存する箇所も認められた。

高猿6号墳の主体部

主体部	種別	規模　()は推定	出土遺物等
第1主体	木棺直葬	墓壙幅1.1m×長(4.7)m	鏡(変形四獣鏡)、鉄斧、鉄鏃、鉄刀、鉄剣、砥石、他
第2主体	〃	幅0.9m×長(4.5)m	土師器(杯)、玉類、鉄鏃、他
第3主体	〃	幅1.0m×長4.3m	須恵器(杯、身、杯蓋、碗)、土師器(杯)、鉄鏃、他
第4主体	箱式石棺	幅(0.8)m×長(1.7)m	土師器(杯)、玉類
第5主体	木棺直葬	幅1.0m×長3.3m	土師器(杯)、須恵器(碗、コップ形土器)

下郡遺跡（上野市下郡）

事業名　木津川改修工事事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和55年10月20日～12月20日

調査面積　1,200㎡

概　　要　2年度に及ぶ試掘調査の結果に基づき、今年度は観音堂区の本調査を実施した。調査区は道路によって南北に2分されており、北区は1m程低い。

調査の結果、南区の南端で東西溝（幅6m、深1.6m）が検出され、擂鉢等と共に鋸、錠前、タガネ等の鉄製品が出土した。この溝は中世城館の濠を思わせるが、他に類似する溝は存在しない。この溝の埋没後には、方形石組池が造られている。これらと同様なものは北区にも2基存在する。南区中央には、掘立柱建物1棟と石組井戸1基のほか、大小の溝や土壙等が存在する。北区にも石組井戸が認められたが、これは井桁に組んだ木の上に川原石を除々に円形にしながら径を小さくして積み上げたものである。このほか、南北や東西の溝や土壙等多数が存在する。特に、石組土壙からは、天目茶椀が多く出土した。このほかに、「大明年製（?）」銘青花片や染付等、中世後期から近世の遺物が多数出土した。

尻矢古墳群（名張市赤目町星川416他）

事業名　丸栄建設㈱　団地造成

調査主体　名張市遺跡調査会

調査期間　昭和55年12月1日～昭和56年3月1日

調査面積　2,000㎡

概　　要　名張盆地南部の丘陵地から派生する小尾根上に位置する全18基からなる古墳群である。今回調査した古墳は、尾根先端部近くに位置する8基の古墳で副葬遺物から6世紀初頭から6世紀末に順次築造されたものと考えられる。墳形は円墳を中心とするが、墳丘の認められない5号、7号墳などがあり、内部構造も横穴式石室、木棺直葬、竪穴式石室と形態に変化がみられる。

各古墳の概要は次表のとおりである。

古墳名	墳丘	内部構造	出土遺物
尻矢1号墳	円墳	横穴式石室 両袖式 羨道幅1.3m　長4.6m 玄室幅2.1m　長4.5m	・須恵器（杯身、蓋、短頸壷、高杯） ・土師器（杯、洞釜、瓦器椀） ・銀環5、空玉、ソロバン玉、小玉、 刀子

古墳名	墳丘	内部構造	出土遺物
尻矢2号墳	円墳 径約16m	木棺直葬2基 ①幅0.6m×長4.6m深0.35m ②幅0.5m×長2.5m深0.1m	・須恵器（壷、甕、杯身、蓋） ・土師器（鉢、杯） ・四獣型鏡、五獣型鏡、直刀2、剣2、刀子、ガラス勾玉、小玉、鉄鏃、鉄斧
尻矢3号墳	円墳 径約12m	竪穴式石室 幅0.7m×長2.9m深0.9m	・須恵器（甕、杯） ・鉄鏃、刀子、砥石
尻矢4号墳	円墳 径約14m	横穴式石室 右袖式 羨道幅1.5m　長3.4m 玄室幅1.5m　長3.3m	・須恵器（壷、提瓶、杯身、蓋） ・土師器（鉢、甕） ・土玉、銀環、刀子、砥石
尻矢5号墳		竪穴式石室 幅0.7m×長2.45m深0.7m	・須恵器（杯身、蓋） ・碧玉製管玉11、ソロバン玉1、メノウ小玉、ガラス小玉、銀環
尻矢6号墳	円墳 径約14m	横穴式石室 右袖式 羨道幅1.25m　長3.0m 玄室幅1.25m　長5.0m	・須恵器（短頸壷、杯身、蓋） ・土師器 ・銀環、鉄片
尻矢7号墳		竪穴式石室 幅0.6m×長1.65m深1.0m	・須恵器（広口壷、杯身、蓋） ・土師器（高杯、杯身） ・刀子、鉄鏃
尻矢8号墳		横穴式石室 右袖式 羨道幅0.8m　長2.8m 玄室幅1.1m　長2.3m	・須恵器（高杯、提瓶、壷、杯） ・土師器（杯）

白早稲遺跡（名張市瀬古口）

事業名　新東昭㈱　団地造成

調査主体　名張市遺跡調査会

調査期間　昭和55年4月15日～8月31日

調査面積　5,000㎡

概　　要　名張盆地南部の丘陵上で、比高約９０ｍの尾根稜線上を中心に約7,300㎡の範囲に広がる遺跡である。昭和５３年度に第１次調査として東部２,３００㎡をすでに発掘調査しており、今回は残余の５,０００㎡についておこなった第２次調査である。検出遺構は、古墳時代前期の竪穴式住居跡２０棟、土壙９か所、土器溜２か所と古墳時代後期の小規模な横穴式石室（２.２５ｍ×０.６５ｍ）の古墳１基、土壙１か所及び平安時代の古墓２基、時代不明の焼土壙２カ所などがある。竪穴住居址はいずれも平面形が方形のもので、最大規模の１辺10.5ｍのものから、最小規模１辺４.８ｍのものまで各規模のものがある。平安時代の古墓はいずれも１辺０.８ｍ前後の方形の土壙内に、火葬骨と木炭が埋納されているもので、このうち１基からは、骨蔵器の須恵器壺が破片となって出土している。検出遺物は、各遺構に伴う土器類のほか、勾玉、管玉などの玉類、鉄鎌、鉄斧、鉄鏃などの鉄製品が出土している。このほか、包含層からは、サヌカイト製有舌火頭器、石鏃、石匙や、弥生前期の土器片、奈良時代の須恵器片などが出土している。

上原城遺跡※（名張市西田原字上原城）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年６月１２日

調査面積　２６㎡

概　　要　名張市北部を西流する小波田川南岸の西田原・東田原地内は、標高２０１ｍ前後の台地となっている。上原城遺跡は、狭い谷に面した台地西端に長径１５ｍ・短径７ｍ・高さ２ｍ程の盛土としてのこされていた。この付近には、「上原城・浄玄寺・上馬場」の地名をのこすところもあり、この遺跡は城館跡の一部かと思われた。また、この盛土は、「牛三味」とも伝えられていた。調査の結果、２地点で土壙に埋葬された牛骨を検出し、牛三味であることが判明した。なお、時期を決定し得る遺物はない。

真泥A遺跡※（阿山郡大山田村真泥）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和55年5月22日～

調査面積　40㎡

概　要　真泥地内の東に開いた小さな谷間に位置し、現況は水田となっている。2m×4mのグッドを5カ所設定し、調査を行なった。調査の結果、各グリッドで黒灰色砂質土（耕土）・黄褐色砂質土（床土）の直下で、粘土層の地山を認めたが遺構は検出されなかった。耕作土中より、数点の土師器片を出土したが、細片である為、時期は不明である。

西沖遺跡※（阿山郡大山田村大字広瀬字西沖）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和55年7月22日～昭和56年2月7日

調査面積　5,400㎡

概　要　服部川左岸の河岸段丘上に位置し、標高243m前後を測る。試掘の結果の3万㎡に及ぶ遺跡であった。削平される約5,000㎡について調査を実施し、三時期の遺構、遺物を確認した。まず、古墳時代後期～奈良時代の竪穴住居跡の時期である。約90棟を検出し、遺物としては土師器・須恵器・鉄製紡錘車・砥石等が確認された。次に平安時代～鎌倉時代の掘立柱建物跡の時期がある。同建物跡が10棟、素掘・木枠井戸各1基、濠1条などを検出し、遺物では12世紀を中心とする瓦器を多数確認した。他に、土師器、山茶椀、製塩土器、木簡、箸、下駄、杓文字等が出土している。さらに室町時代～江戸時代の城館の時期がある。トレンチ調査で堀を確認した。不明城館の浜田氏堡と比定できるものである。

沢遺跡※（阿山郡大山田村大字広瀬字沢）

事業名　県営圃場整備事業

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５５年５月１９日～５月２９日

調査面積　１６０㎡

概　　要　広瀬地内の服部川左岸の河岸段丘上に位置する。東側は、北流する中馬野川により深く浸蝕され、急峻な自然崖となる。この河岸段丘上には、沢古墳・沢A遺跡・沢B遺跡が知られていた。調査の結果、沢古墳は、予想された地点に存在しなかったが、別の地点で玉類を出土したと伝えられる地点が判明した。両者の関係は、不明であるが新しい地点を沢２号墳とするとともに畑寄せ保存とした。沢A・沢B遺跡は、当初の範囲より拡張され、沢A遺跡周辺と中馬野川に面する東側で遺物の出土が多い。中央部では、表土直下礫層・砂層と層序をなし、表土下より約１ｍ前後低い砂層直下に黒灰色粘質土とともに、弥生土器片・須恵器片を出土した。そして、瓦器の出土は、表土下の礫層上面にて出土するものであり、古墳時代から平安時代の間での冠水を示している。沢A・沢B遺跡もともに畑寄せ保存とした。

恒　岡　城　跡（阿山郡阿山町円徳院）

事業名　一般地方道甲南上野線道路改良工事

調査主体　三重県教育委員会

調査期間　昭和５６年１月２８日～３月３１日

調査面積　８４０㎡

概　　要　柘植川と河合川にはさまれた西に向ってのびる丘陵の北側斜面に築造された山城で、北にのびる尾根を利用して郭をつくっている。郭は２０×４０ｍで調査の結果、掘立柱１棟、溝跡などが検出された。また、郭を構築する際に径１０ｍ前後の古墳を削平していることが判明した。遺物には恒岡城築造前のものとして奈良時代の須恵器杯があり、城跡に伴うものとして土師器小皿、鍋、伊賀焼甕、鉢、天目茶椀、青磁など室町時代後半頃のものがある。天正伊賀乱の際に土地の土豪が構築したものと思われる。

将軍塚遺跡（阿山郡阿山町円徳院）

事業名　阿山町川原地区農村地域定住促進対策事業

調査主体　阿山町教育委員会

調査期間　昭和５７年７月１８日

調査面積　８０㎡

概　要　標高１５０m前後の沖積地で、水田中に三角形にとりのこされた塚が２基あり、原形は径１０m前後の古墳もしくは近世の塚と考えられた。また、周辺にも土師器の破片が散布していた。１０ケ所の試掘壙を調査したところ、水田部分では土師器の細片が出土したのみで、遺構は無く、層序を見ると何度も洪水にあったことが窺われた。一方、塚の部分のトレンチ調査では、塚は川原石を積重ねたもので、礫中より伊賀焼摺鉢、瓦製灯籠、土製板状宝塔等が出土した。塚は開墾時に川原石を集めたものと思われるが、その後、将軍塚、シヨウゴンサンと呼ばれ、信仰の対象となった時期もあると考えられる。

津ノ森遺跡※（熊野市有馬町）

事業名　市史編さん事業に伴う確認調査

調査主体　熊野市教育委員会

調査期間　昭和５５年８月

調査面積　２６㎡

概　要　昭和４９年の分布調査においてその範囲が約１２,０００㎡におよび、弥生時代中期から古墳時代にかけての土器、石器が採集されており、熊野地方最大の遺跡である。今年度の調査は昭和４９年の調査区のすぐ北で、市営野球場の西側部分に調査区を設けた。径１０m程の竪穴住居跡かと考えられる遺構を検出した。遺物には弥生時代中期の櫛描文や凹線文の施された土器片、さらに後期から古墳時代にかけての壷、甕、高杯等とともに須恵器片、石包丁、石鏃などが出土した。

Ⅳ 調査結果の公開

1. 発掘遺跡現地説明会の開催

発掘調査の途中あるいは終了時には、地域の人々に対し、文化財保護について理解を深めて頂くため、現地説明会を開催し、調査結果について報告を行っている。三重の文化財と自然を守る会等の協力を得て、多数の方が参加された。今年度は県関係１３件、市町村関係８件があった。

遺跡名	所在地	主催者	開催日	参加者数
斎宮跡（第３０次）	多気郡明和町斎宮	県教育委員会	55. 6. 15	１００人
川原井瓦窯跡	鈴鹿市加佐登町	〃	55. 7. 6	１００
下り谷遺跡	上野市比自岐	〃	55. 7. 27	３０
大塚古墳群	安芸郡安濃町大塚	〃	55. 8. 23・24	２００
斎宮跡（第３２次）	多気郡明和町斎宮	〃	55. 8. 24	１００
白早稲遺跡	名張市瀬古口	市教育委員会、市遺跡調査会	55. 8. 24	１５０
殿垣外遺跡	伊勢市西豊浜町	市教育委員会	55. 9. 6	１５０
正法寺山荘跡	鈴鹿郡関町鷲山	町教育委員会	55. 9. 23	１５０
浄土寺南遺跡	安芸郡安濃町浄土寺	県教育委員会	55. 10. 18	３０
斎宮跡（第３３次）	多気郡明和町斎宮	〃	55. 10. 26	１５０
上寺・鐘突遺跡	松阪市中万町	市教育委員会	55. 11. 16	１００
郡山遺跡	鈴鹿市郡山町	市遺跡調査会	55. 12. 6	５０
浄土寺南遺跡	安芸郡安濃町浄土寺	県教育委員会	55. 12. 6	８０
下郡遺跡	上野市下郡	〃	55. 12. 6	３０
田丸城跡	度会郡玉城町田丸	町教育委員会	55. 12. 8	３０
西沖遺跡	阿山郡大山田村広瀬	県教育委員会	56. 1. 17	３０
斎宮跡（第３４次）	多気郡明和町斎宮	〃	56. 1. 25	１２０
高猿６号墳	上野市喰代	〃	56. 1. 31	１５０
多倉田遺跡	安芸郡安濃町川西	〃	56. 2. 8	６０
西明寺遺跡	上野市西明寺	市教育委員会	56. 3. 14	４０
尻矢古墳	名張市赤目町	市教育委員会、市遺跡調査会	56. 3. 15	１３０

2. 保管遺物の貸出し・写真等の掲載許可

教育委員会が保管している県内各地から出土した遺物の展示会等への貸出し、写真撮影、掲載等については、一定の手続きのもとに応じている。

申請者	目的	貸出品	期間	許可日
愛知県陶磁資料館	部門展「猿投窯の流れ」	高向遺跡　緑釉陶器　2点 経塚中世墓　古瀬戸壷　2点	55. 4. 1 ～55. 4.28	55. 4. 1
緑ケ丘中学校	社会科教材	北堀池遺跡　須恵器　3点 土師器　3点 瓦器　2点 パネル　2点	55. 4.28 ～55. 5. 9	55. 4.28
皇学館大学考古学研究会	倉陵祭展示	荘遺跡　白磁椀他　27点 ネガフイルム等　26点	55.10.30 ～55.11. 4	55.10.20
安濃町教育委員会	町文化祭「郷土の資料展」	大塚古墳　須恵器他　78点 写真　12枚	55.11. 1 5～55.11. 4	55.10.17

申請者	掲載書名	掲載資料	許可日
橿原考古学研究所付属博物館	壁用パネル、展覧図録	天華寺独尊塼仏	55. 8.22
至文堂	日本の美術「須恵器」	斎宮跡、杯と蓋、双耳瓶、火舎、鉄鉢、神前山1号墳、	55. 5.26
創史社	日本城郭大系第十巻	野元坂館出土品写真1点 神ノ木館発掘写真、出土品写真3点	55. 8. 7
田畑美穂	斎王のみち	『斎王宮跡範囲確認調査概要』所収「斎宮寮への諸国からの貢進」	55. 9.10
平凡社	日本のやきもの集成　第6巻	西ケ広遺跡　円面硯、斎宮跡　双耳壷、盤、蓋、茶臼山古墳　器台、装飾壷 横枕2号墳	56. 2.18
嬉野町	嬉野町史	天華寺廃寺　塼仏	56. 2.21

Ⅴ　埋蔵文化財関係事務手続き

1　文化財保護の指導要項

① 適用の範囲

文化財保護法・県条例の適用を受ける開発事業および文化財の所在地の形質の変更について適用する。

② 文化財の所在の確認

(1) 史跡・名勝・天然記念物

㋑ 文化財地図・文化財台帳・文化財一覧表によって照合する。

㋺ 開発区域内の文化財確認調査を実施する。この場合は、県教育委員会文化課の認める者により現地において確認調査を行い、調査報告書を提出させる。

(2) 埋蔵文化財

㋑ 遺跡地図・遺跡台帳によって照合する。

㋺ 開発区域内の遺跡分布調査を実施する。この場合についても現地において県文化財調査員または、県教育委員会文化課の認める者による分布調査を行い調査報告書（書式２）を提出させる。

③ 文化財の保存方法

(1) 史跡・名勝・天然記念物

㋑ 開発区域より除外する。

㋺ 文化財の周囲で開発事業を実施する場合には、維持、管理方法および環境変化を検討し、保存に影響のないよう考慮する。

(2) 埋蔵文化財

㋑ 現状保存とする。ただし整備して保存する場合は、整備計画書を提出させる。

㋺ 発掘調査を必要とする場合は、現状保存が困難な事由を説明し、その箇所の開発事業設計図面（平面図・縦断面図）および発掘調査計画書（書式３）ならびに調査計画図面を提出させる。ただし、保存の可否は発掘調査終了後その結果にもとづき決定する。

(3) 保存については保護措置書（書式１）を提出させるとともに覚書もしくは協定書を締結する。

④ 経費の負担

文化財確認調査・遺跡分布調査・発掘調査および保存に要する経費は、原則として原因者負担とする。

（書式１）

年　　月　　日

文　化　財　の　保　護　措　置

教育委員会教育長殿

住所

事業主　氏名　　㊞

電話

事業名	市 郡　　町 村　大字	計画面積	㎡
事業名			
文化財地図・台帳 遺跡地図・台帳との照合			
文化財調査	年　　月　　日		
調査担当者			
文化財保護協定の締結	年　　月　　日	遺跡発見届	年　　月　　日
該当文化財の名称	保　　護　　措　　置		
備　考			

※　分布調査の結果、確認されなかった場合は、その旨を備考欄に記入のこと。

（書式２）

（１／１０００～１／３０００の地図を添付）

文化財調査報告書

事業地	市 郡　町 村　大字	計画面積	㎡
事業者	住所 名称 代表者氏名 電話		
調査担当者			
調査期間	年　月　日～　年　月　日（　）		
調査地の概況			
調査方法			

文化財の概況	名称	規模・現状・出土品	備考（時代）

備考	

（書式３）

事業地区内埋蔵文化財試掘（発掘）調査計画書

1. 発掘調査場所　　別　添　図

市　　市町　　町
　　大字　　大字　　字　　番地
郡　　郡村　　村

2. 埋蔵文化財の名称と概況

名　　称	概　　況

3. 調査の目的

4. 調査面積と調査期間

(1) 概　　要

名　　称	全体面積	調査面積	調査期間（　） 出土品整理 報告書作成
			年　月　日～ 年　月　日（　日間） 年　月　日～ 年　月　日

(2) 調査工程

期日 / 作業内容	（月・日）
地形測量	
発掘区画設定	
表土除去	
遺構検出	
遺構写真・実測	
出土品整理	
報告書作成	

5. 調査の体制

調査主体

調査担当者

6. 発掘調査費（明細は別紙）

円

7. 報告書

部

8. その他　　同遺跡が事業計画地域外に広がる場合その残余の部分についての保護措置）

2　埋蔵文化財関係事務の流れ（1）

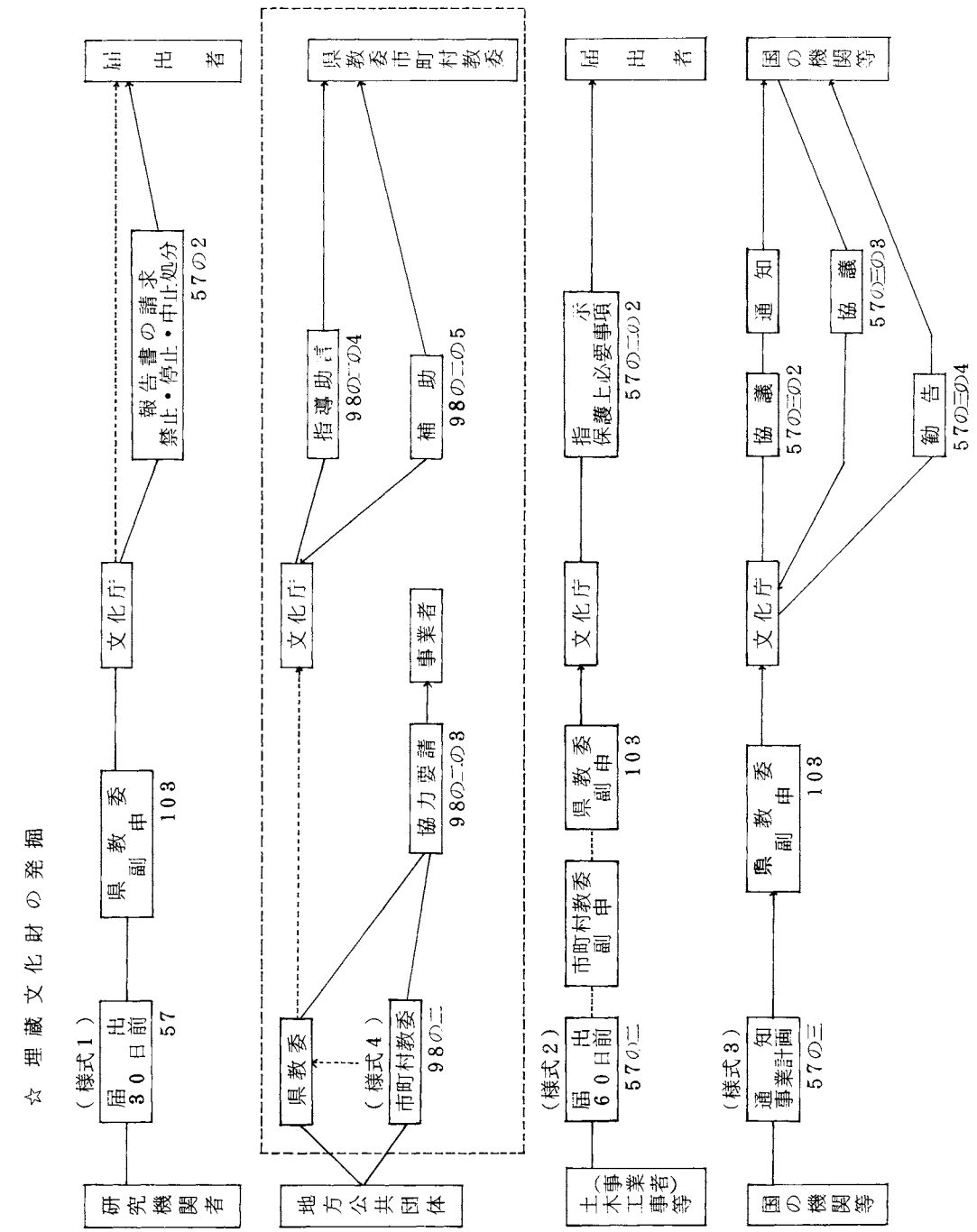

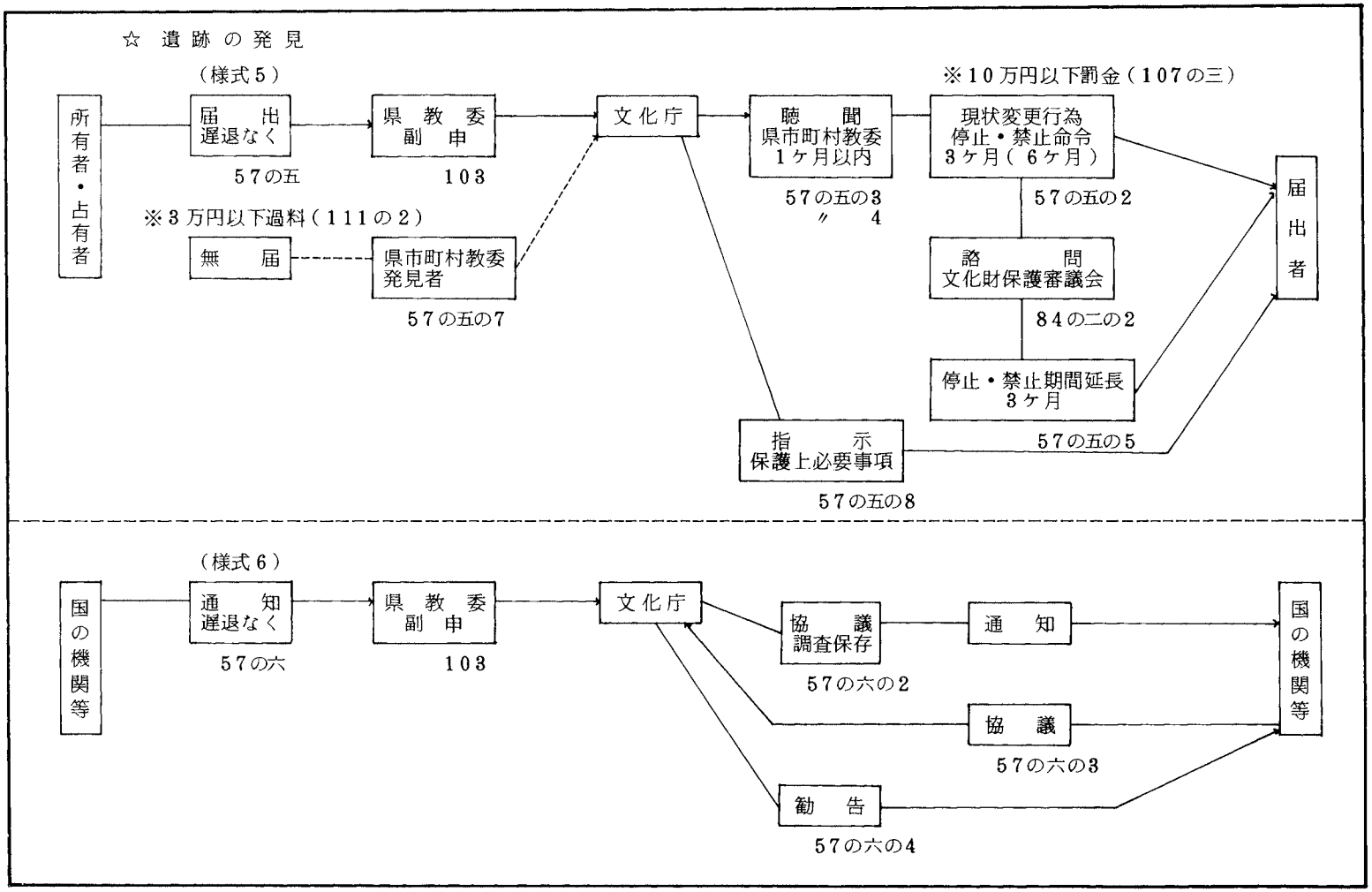
☆ 遺跡の発見
（様式５）
所有者・占有者
届出 遅退なく
５７の五
県教委 副申
１０３
文化庁
聴聞 県市町村教委 １ヶ月以内
５７の五の３ 〃 ４
※１０万円以下罰金（１０７の三）
現状変更行為 停止・禁止命令 ３ヶ月（６ヶ月）
５７の五の２
届出者
※３万円以下過料（１１１の２）
無届
県市町村教委 発見者
５７の五の７
諮問 文化財保護審議会
８４の二の２
停止・禁止期間延長 ３ヶ月
指示 保護上必要事項
５７の五の８
５７の五の５
（様式６）
国の機関等
通知 遅退なく
５７の六
県教委 副申
１０３
文化庁
協議 調査保存
５７の六の２
通知
国の機関等
協議
５７の六の３
勧告
５７の六の４

調査のための発掘に関する手続（様式１）

第５７条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の３０日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りでない。

（文書番号）

年　　月　　日

文　化　庁　長　官

届出者　住所

氏名　　（名称及代表者氏名）㊞

埋蔵文化財発掘調査届出書

文化財保護法第５７条第１項の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 発掘予定地の所在地の所在及び地番
2. 発掘予定地の面積
3. 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
4. 発掘調査の目的
5. 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所
6. 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
7. 発掘着手の時期
8. 発掘終了の予定時期
9. 出土品の処置に関する希望
10. その他参考となるべき事項

－添　付　書　類－

1. 発掘予定地及びその附近の地図
   （２万５千分の１及び千分の１に位置、範囲を記入）
2. 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外であるときは発掘担当者の発掘担当承諾書

3. 発掘予定地の所有者の承諾書
4. 発掘予定地につき権限に基づく占有者があるときは、その承諾書
5. 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

〈そ の 他〉

（埋蔵文化財発掘調査計画書「三重県開発事業に関する計画設計の技術基準」の文化財保護の指導要項の書式3を必ず添付）

（　　）は参考

土木工事等のための発掘に関する手続（様式2）

第57条の2　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは「60日前」と読み替えるものとする。

（文書番号）

年　　月　　日

文 化 庁 長 官

届 出 者　住所
（事業主体者）　氏名　　（名称及代表者氏名）㊞

埋蔵文化財発掘届出書

文化財保護法第57条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び地番
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的計画及び方法の概要（埋蔵文化財所在地における土木工事計画とその方法）

6. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは契約の両当事者）の氏名及び住所
7. 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の時期（埋蔵文化財の所在地における土木工事着手の時期）
9. 当該土木工事等の終了の予定時期（埋蔵文化財の所在地における土木工事終了の時期）
10. その他参考となるべき事項

－添　付　書　類－

土木工事をしようとする土地及びその附近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

国の機関等が行う発掘に関する手続（様式３）

第５７条の３　国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第５７条の６において「国の機関等」と総称する。）が、前条第１項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

文　書　番　号
年　　月　　日

文　化　庁　長　官

通　知　者
（事業主体者）
名称及び代表者氏名　㊞

○○事業に伴う埋蔵文化財の発掘について

文化財保護法第５７条の３第１項の規定により、下記のとおり通知いたします。

記

（第５７条の２第１項の記載事項及び添付書類を準用する。ただし７の当該土木工事等の主体となる者の氏名及び住所は、機関法人、団体の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地とする。）

地方公共団体が行う発掘調査に関する手続（様式４）

文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について（文化庁次長通達）の第１１地方公共団体及び教育委員会関係(1)を参照のこと。

文書番号
年　月　日

文化庁長官

通知者
名称及び代表者氏名　㊞

埋蔵文化財の発掘調査について（通知）

埋蔵文化財を発掘調査しますので、下記のとおり通知いたします。

記

（第５７条第１項の規定を準用）

遺跡の発見に関する手続（様式５）

第５７条の５　土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第５７条第１項の規定による調査に当って発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを防げない。

（文書番号）
年　月　日

文化庁長官

届出人　住所
氏名　（名称及び代表者氏名）㊞

遺跡発見届出書

文化財保護法第５７条の５第１項の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 遺跡の種類
2. 遺跡の所在地及び地番
3. 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所
5. 遺跡の発見年月日
6. 遺跡を発見するに至った事情
7. 遺跡の現状
8. 遺跡の現状を変更する必要のあるときは、その時期及び理由
9. 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
10. 遺跡の保護のために執った又は執ろうとする措置
11. その他参考となるべき事項

－添　付　書　類－

遺跡が発見された土地及びその附近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

国の機関等の遺跡の発見に関する手続（様式６）

第５７条の６　国の機関等が前条第１項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第５７条第１項又は第９８条の２第１項の規定による調査に当って発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度においてその現状を変更することを妨げない。

文　書　番　号
年　　月　　日

文　化　庁　長　官

通　知　者
名称及び代表者氏名　㊞

○○事業に伴う遺跡発見について

文化財保護法第５７条の６第１項の規定により、下記のとおり通知します。

記

（第５７条の５第１項の記載事項及び添付書類を準用する。）

庁保記第　2　9　号
昭和５３年９月２５日

各都道府県教育委員会教育長

文化庁長官　犬　丸　　直

埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について（通知）

埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正を図るため、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する届出及び通知並びに遺跡の発見に関する届出及び通知の取扱いに関し、下記１に該当する場合には下記２のとおり取り扱うこととしますので、貴教育委員会におかれては別添様式を参考にして、事務処理に遺漏のないようよろしくお取り計らいください。

なお、この通知による取扱いは、昭和５３年１１月１日以降とします。

記

１　該当する事例

(1)　近隣地の調査等によって地下遺構等の状況が明らかになっている地域において、既設の建物その他の工作物の増改築、仮設の建物その他の工作物の新築、送電線・電話線の埋設工事、水道・ガス配管工事、圃場整備事業、土地区画整理事業等を行うに当たり必要となる掘削又は土盛で次に掲げるもの

(ｱ)　掘削工事

①　遺構等の所在する層位に達しない部分で行われる等、地下遺構等に影響を与えないと考えられる場合

②　既に行われた工事その他による遺構等の損壊の範囲内で行われ、新たな地下遺構等への影響を生じないと考えられる場合

(ｲ)　土盛工事

①　盛土の厚さが薄く、地下に対する加圧の程度その他の観点から、地下遺構等に影響を与えないと考えられる場合

② 既に行われた工事その他による遺構等の損壊の範囲内で行われ、新たな地下遺構等への影響を生じないと考えられる場合

(2) 工事施行前に執るべき発掘調査その他の措置を全面的に完了している場所において掘削、土盛等を行う場合

2 取扱いの内容

前記1に該当する事例に係る文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条の2第1項及び第57条の3第1項に定める届出及び通知並びに同法第57条の5第1項及び第57条の6第1項に定める届出及び通知があった場合は、当該届出等に係る埋蔵文化財又は遺跡と土木工事等の状況を勘案し、次の(ア)又は(イ)のいずれかの取扱いをすることとし、速やかに貴教育委員会からこの旨を当該届出等をした者その他の者に対して指導することとされたい。

なお、取扱いの判断に疑義がある場合は、当庁に照会されたい。

(ア) 工事等の実施に当たって地方公共団体の職員が立ち会うこととする。

(イ) 工事等に際して埋蔵文化財等に悪影響を及ぼすことのないよう、慎重に実施すべき旨を指導することとする。

おって、上記の取扱いをした事業に係る届出等の書類は、1か月ごとにまとめて、各々その取扱いの内容を明らかにして、当庁あて送付することとされたい。

庁保記第 11 号
昭和56年2月7日

各都道府県教育委員会教育長殿

文化庁長官 佐野 文一郎

埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について(通知)

埋蔵文化財関係の事務処理については、昭和53年9月25日付け庁保記第29号で貴職あて通知したところでありますが、今後さらに、下記の取扱いにより一

層の迅速適正化を図ることとしますので、貴教育委員会におかれては、別添様式1及び2を参考にして、事務処理に遺漏のないようお取り計らいください。

なお、この通知による取扱いは、昭和56年4月1日以降とします。

記

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条の2第1項及び第57条の3第1項に定める届出及び通知並びに同法第57条の5第1項及び第57条の6第1項に定める届出及び通知があった場合において、当該届出及び通知（以下「届出等」という。）に係る埋蔵文化財又は遺跡の状況と工事内容を勘案し調整した結果、当該届出等に係る土木工事等の計画を変更し、遺構等の全部又は一部の現状保存を必要とすると認められる場合以外の場合には、昭和53年9月25日付け庁保記第29号により立会等の取扱いとする場合を除き、発掘調査を行うよう指導することとし、その旨を速やかに、貴教育委員会から当該届出等をした者に対して通知することとする。

なお、特に重要な遺構等に係る事案等取扱いの判断に疑義がある場合は、当庁と連絡し、打合わせの上処理すること。

おって、上記の取扱いをした事案に係る届出等の書類及び昭和53年9月25日付け庁保記第29号により貴教育委員会で処理することとされている事案に係る届出等の書類は、今後一括して、1カ月ごとにまとめて、各事案に対する処理内容等を明らかにした別添様式3の総括表を付し、当庁あてに送付すること。

（様式－１）

（周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の場合

文書記号・番号
日　　付

（届出又は通知をした者）殿

（都道府県）　教育委員会教育長
（氏　　名）

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について
（通知）

昭和　　年　　月　　日付け（文書記号・番号）で｛届出／通知｝のあった下記における土木工事等については、｛文化庁の指導により工事に当たって当教育委員会／文化庁から、工事により埋蔵文化財への影響が生じないよう慎重に実施すべき旨指導がありますので、工事の施行に際しては当教育委員会と連絡の職員が立ち会うこととしたいので、工事の施行に際してはこのをとる等必要な配慮をお願いします。｝点に御配慮ください。

記

（　　）　所在の埋蔵文化財包蔵地

（様式－２）

（遺跡の発見の場合）

文書記号・番号
日　　付

（届出又は通知をした者）殿

（都道府県）　教育委員会教育長
（氏　　名）

遺　跡　の　発　見　に　つ　い　て　（通知）

昭和　　年　　月　　日付け（文書記号・番号）で｛届出／通知｝のあった下記の新たに発見された遺跡については、｛文化庁の指導により工事に当たって当教育委員会の職員が立ち会うこととしたいので、工事の施行に際しては当教育委員会と／文化財保護法の趣旨を尊重され、今後その所在する地域において工事等を行う場合には所定の手続をとる等、その保存のため連絡をとる等必要な配慮をお願いします。｝に配慮されるようお願いします。

記

（　　）　所在遺跡

3　埋蔵文化財関係事務の流れ（２）

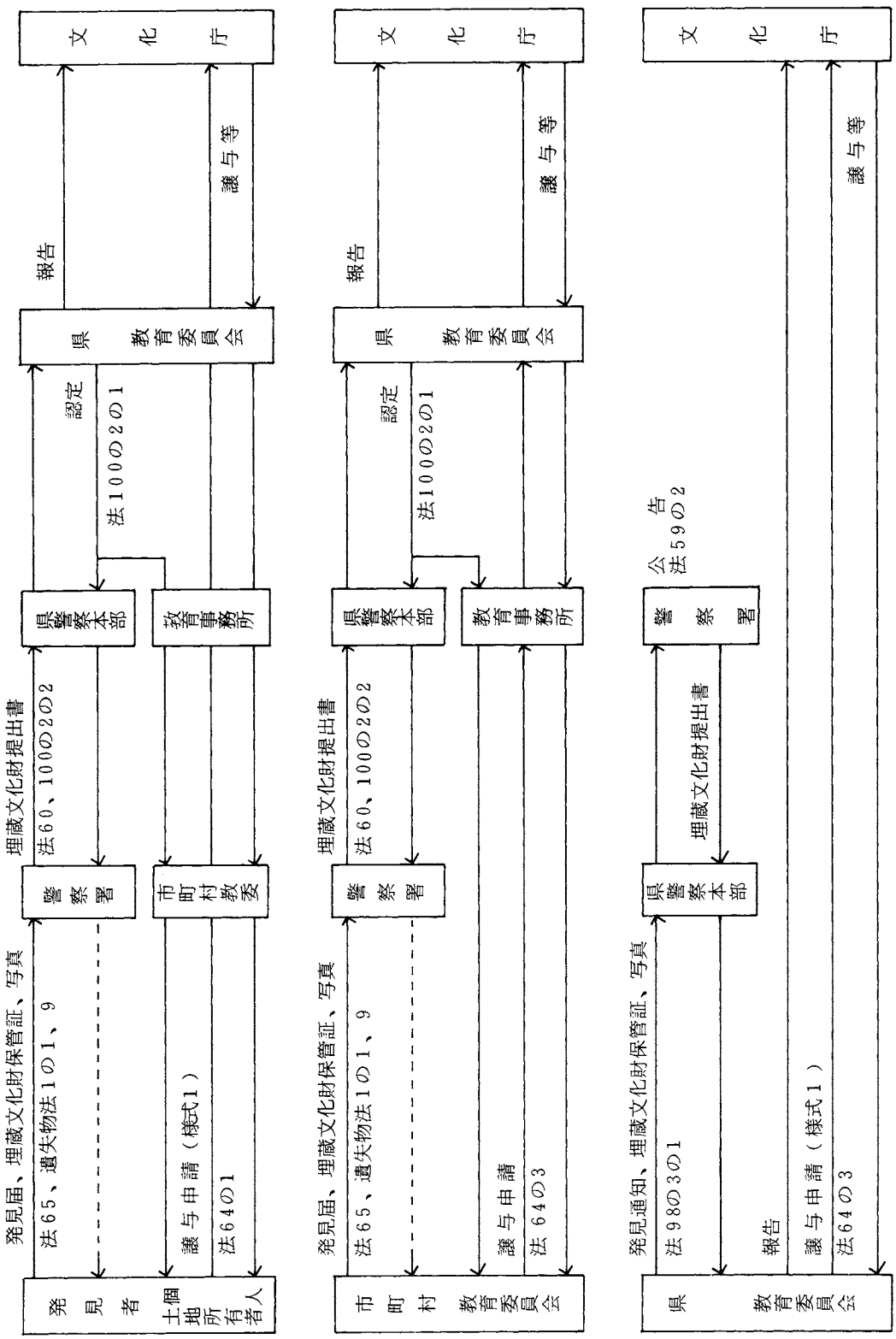

庁保記第　１　２　号
昭和５５年２月２１日

各都道府県教育委員会教育長　殿

文化庁次長　　別　府　　哲

出土文化財の取扱いについて（通知）

文化財保護法（以下「法」という。）第６３条第１項の規定により国庫に帰属した文化財（以下「出土文化財」という。）の取扱いについては、別添のとおり「出土文化財取扱要領」（昭和５５年２月２１日付け文化庁長官裁定。以下「取扱要領」という。）を定め、今後これに従って出土文化財の国による保有、地方公共団体又は発見者等に対する譲与、保存・活用のための貸付け等の処理を行うこととしました。

ついては、貴教育委員会におかれては、下記の事項に留意の上、出土文化財の適切な取扱いに遺憾のないよう御配慮願います。

また、貴管下各市町村に対し、趣旨の徹底方につきよろしくお取り計らいください。

記

１　出土文化財の国による保有

出土文化財のうち国が保有し保存・活用を図ることとする物件は、従来「埋蔵文化財の国保有に関する基準」（昭和４４年３月１３日付け文化庁長官裁定）により選定してきたが、今回この基準に旧石器時代に属する出土文化財に関する項目を加え、基準全体を取扱要領の第１項として定めた（取扱要領第１項）。

出土文化財の国による保有については、従来から出土地を管轄する地方公共団体の協力を得て進めてきたところであるが、取扱要領第１項の国が保有するものの選択基準制定の趣旨をふまえ、全国的視野に立って今後も引き続き協力されるとともに、管下各市町村の協力方につきよろしく配慮されたい。

2　出土文化財の地方公共団体への譲与

出土文化財のうち国が保有しないもので、その発見者又は発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）が当該出土文化財に係る法第６３条第１項の規定による報償金の支給を受ける権利又は法第６４条第１項の規定による譲与を受ける権利を主張していないものについては、法第６４条第３項の規定により、出土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき譲与の措置をとることとした（取扱要領第２項）。

これは、出土文化財は、その学術的又は芸術的価値、適切な保存・活用の必要性等にかんがみ、国が保有しないものについては、特別の事情がない限り、地方公共団体への譲与を原則とすることとしたものである。この趣旨をふまえ、各地方公共団体は、管轄地域内からの出土文化財について積極的に譲与の手続をとり、適切な保存・活用を図るよう配慮されたい。

地方公共団体への譲与を当該出土文化財の発見者等が法第６３条第１項の規定による報償金の支給を受ける権利又は法第６４条第１項の規定による譲与を受ける権利を主張していない場合に限ったのは、地方公共団体に対する譲与について発見者等との間の無用の混乱を防ぐためである。従って、出土文化財の譲与を受けようとする場合は、あらかじめ当該出土文化財の発見者等と連絡をとり、譲与を受けることにつき了承を得ておくよう留意されるとともに、管下各市町村の指導に配慮されたい。

また、今後、工事等に伴う発掘調査その他の場合で、発見者等が企業、個人、一時的に組織される調査会等で出土文化財の保存・活用を行うに適さないと考えられる場合には、調査に関する法第５７条第１項の規定による届出又は工事の事業者との事前調査に係る委託契約等の段階で、出土文化財について、発見者等としての権利を放棄する旨を確認する等前記の取扱いを円滑にする措置について配慮することが望ましい。（なお、国有地で発見され、又は国の機関が発見した出土文化財についても地方公共団体への譲与の対象となることに留意されたい。）

3　出土文化財の発見者等への譲与

出土文化財のうち国が保有しないものについては、前記２のとおり、法第

６４条第３項の規定により地方公共団体に対して譲与することを原則としているが、この手続によれないのについては、法第６４条第１項の規定により発見者等に譲与することとした（取扱要領第３項）。

4　譲与を受けた出土文化財の保存・活用

出土文化財の譲与を受けた地方公共団体又は発見者等は、当該出土文化財を一括して保存・活用しなければならないものとし、文化庁はこれらの者に対し、管理方法等について適切な指導をすることとした（取扱要領第４項）。

このため、譲与を行うに当たっては、あらかじめ次の事項を確認することとしているので、留意されるとともに、譲与を受ける者の指導に配慮されたい。

(1)　法第６４条第３項の規定により地方公共団体が譲与を受ける場合にあっては、当該出土文化財を当該地方公共団体の適当な施設において一括して保存・活用すること。

(2)　法第６４条第１項の規定により発見者等が譲与を受ける場合にあっては、当該出土文化財を一括して保存・活用するため自ら適当な施設を有する者に譲与若しくは譲渡し、又は寄託することを予定していること。

5　譲与の手続

法第６４条第３項及び同条第１項の規定による譲与は、別紙様式１の「出土文化財譲与申請書」の提出をまって行うこととした。

申請に当たっては、次の書面の添付を求めることとしているので、留意されるとともに、譲与の申請をしようとする者の指導に配慮されたい。

(1)　法第６４条第３項の規定により地方公共団体が譲与を受ける場合は、発見者等がそのことを了承していることを証する書面

(2)　法第６４条第１項の規定により発見者等が譲与を受ける場合で当該出土文化財を一括して保存・活用するため自ら適当な施設を有しないときは、関係者の間で、当該出土文化財の譲与若しくは譲渡又は寄託により一括して保存・活用することにつき了解が成立していることを証する書面

なお、発見者等の所在が明らかでない場合、一括して保存することにつき適当な方法がない場合等譲与するに当たって特別の事情がある場合は、個々の事案ごとに当庁と協議されたい。

6　台帳への登載及び滅失等の報告

譲与した出土文化財については、文化庁に台帳を備え、これに所要事項を登載することとした（取扱要領第5項）。

出土文化財は、公開・展示等により活用されなければならないし、また学術資料として、出土した遺跡あるいは発掘調査記録とともに将来にわたって研究の対象となるものであるから、その所在場所、状況等を常時把握しておく必要がある。このため、譲与した出土文化財の滅失、き損及び所有者・所在場所の変更については、当該出土文化財の所有者から都道府県教育委員会を経由して報告を受け、台帳にその変更内容を登載することとした（取扱要領第6項）。

地方公共団体又は発見者等に譲与した出土文化財の滅失、き損及び所有者・所在場所の変更についての報告は、貴教育委員会において、毎年度3月31日現在で当該年度中に行われたものをとりまとめ、翌年度4月30日までに文化庁長官あて進達されたい。

なお、貴教育委員会におかれても、可能な限り、譲与後の出土文化財の所在場所、状況等を把握し、特に地方公共団体以外の者に譲与したものについては、いやしくも売買の対象として散逸する等の事態が生じないよう十分配慮されたい。

7　出土文化財の貸付け

国が保有した出土文化財については、従来からその出土地等の適当な施設において保管・展示等を行うため貸付けを行ってきたところであるが、今後も、地方公共団体、博物館、歴史民俗資料館、大学その他当該出土文化財の保存・活用を行うに適したものから借り受けたい旨申し出があった場合は、次の事項を確認した上、当該出土文化財を貸し付けることができることとした（取扱要領第7項）。

(1)　借り受ける目的が当該出土文化財の保存・活用にとって適切であること。

(2)　当該出土文化財の保管・展示等を適切に行うための施設、設備が整備されていること。

(3)　貸付けの期間中当該出土文化財が適切な知識、技能をもつ者により取り扱われること。

なお、貸付けは、別紙様式２の「物品（国保有出土文化財）借受申請書」の提出をまって行うこととしているので、借り受け者等に対し、その手続及び当該出土文化財の貸付け期間中の取扱い等についての指導に配慮されたい。

出土文化財取扱要領

昭和５５年２月２１日
文化庁長官　裁定

（国保有するものの選択基準）

１　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号。以下「法」という。）第６３条第１項の規定により国庫に帰属した文化財（以下「出土文化財」という。）のうち、　　各号に該当し、製作技術に優れ、類例に乏しく代表的であり、学術上又は芸術上極めて価値の高いものは、国が保有するものとする。

(1)　石器、骨角器等旧石器時代に属するもの

(2)　土器、土製品、石器、骨角器等縄文時代に属するもの

(3)　土器、青銅器、鉄器、石器、木製品等弥生時代に属するもの

(4)　鏡、武器、武具、馬具、装身具、埴輪、石製品、上器等古墳時代に属するもの

(5)　瓦、貨幣、印章、仏像、経筒、骨壷、墓誌、陶磁品、木簡等歴史時代に属するもの

（譲　　与）

２　出土文化財のうち前項に該当し国が保有したもの以外のもので、その発見者又は発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）が当該出土文化財に係る法第６３条第１項の規定による報償金の支給又は法第６４条第１項の規定による譲与を受ける権利を主張していないものは、法第６４条第３項の規定により、その出土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、譲与するものとする。

3　出土文化財のうち第１項及び前項の取扱いにより国が保有し、及び地方公共団体に譲与したもの以外のものは、法第６４条第１項の規定により発見者等に譲与するものとする。

4　第２項又は前項の取扱いにより地方公共団体又は発見者等に出土文化財の譲与を行う場合には、これに対し当該出土文化財を一括して保存・活用するよう管理方法等について適切な指導を行うものとする。

5　第２項又は第３項の取扱いにより譲与した出土文化財については、別記様式による台帳に、１件ごとに、所要事項を登載するものとする。

6　第２項又は第３項の取扱いにより譲与した出土文化財について滅失若しくはき損又は所有者若しくは所在場所の変更があった場合は、当該出土文化財の所有者から、都道府県の教育委員会を経由して、報告させるものとする。

（国が保有した出土文化財の貸付け）

7　国が保有した出土文化財について、地方公共団体、博物館、歴史民俗資料館、大学その他当該出土文化財の保存・活用を行うに適したものから貸付けを受けたい旨申し出があった場合は、次の事項を確認した上、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の定めるところにより、当該出土文化財を貸し付けることができるものとする。

(1)　貸付けを受ける目的が当該出土文化財の保存・活用にとって適切であること。

(2)　当該出土文化財の保管、展示等を適切に行うための施設、設備が整備されていること。

(3)　貸付けの期間中、当該出土文化財が、適切な知識、技能をもつ者により取り扱われること。

（附　　則）

7　埋蔵文化財の国の保有等に関する基準（昭和２６年１１月１８日文化財保護委員会決定）、国の保有する埋蔵文化財の取扱要領（昭和２８年６月２７日文化財保護委員会決定）、現物譲与をすべき埋蔵文化財の取扱要領（昭和２８年６月２７日文化財保護委員会決定）及び埋蔵文化財の国の保有に関する基準（昭和４４年３月１３日文化庁長官裁定）は、廃止する。

（別記要式）

譲与済み出土文化財台帳

番号	物件名・内容	出土地・遺跡名	出土年月日	発見者	出土地の土地所有者	譲与先	保管場所	譲与年月日文書番号	譲与後の変更事項

別紙様式１

出土文化財譲与申請書

昭和　　年　　月　　日

文化庁長官殿

（法第６４条第３項による譲与の場合）
　○○都道府県・市町村教育委員会教育長名㊞
（法第６４条第１項による譲与の場合）
　発見者　　○　○　○　○　㊞
　土地所有者　　○　○　○　○　㊞

文化財保護法第６４条{第３項／第１項}の規定により、下記１の出土文化財を下記２によって譲与を受けたいので申請します。　※

記

１　譲与申請出土文化財

(1)　品名及び数量

(2)　発見の場所、遺跡名及び発見年月日

(3)　発見者の氏名・住所

(4)　発見された土地の所有者の氏名・住所

(5)　文化財として認定された年月日

２　譲与申請の理由、譲与後の措置等

(1)　譲与申請の理由又は使用目的

(2)　譲与後に所有者の変更が予定されている場合は、その者の氏名・住所

(3)　譲与後に保管する場所・施設及び保管方法

(4)　保管責任者となる者の氏名・住所・役職

(5)　その他参考となるべき事項

※　添付書類等

(1)　文化財保護法第６０条による警察署長の提出書の写

(2)　出土状況を示す地図、図画、写真、報告書等の資料

(3)　文化財保護法第６４条第３項の規定による譲与の申請の場合は、発見者等が地方公共団体に対する譲与を了承していることを証する書面

(4)　文化財保護法第６４条第１項の規定による譲与の申請の場合で、発見者等が自ら一括して保存・活用するための施設を有しないときは、別添様式による一括保存についての了解があることを明らかにする書面

出土文化財の一括保存についての了解書

昭和　　年　　月　　日

発見者の氏名・住所　　㊞

土地所有者の氏名・住所　　㊞

譲与、譲渡又は寄託を受け一括保存の措置を行う者の氏名・住所（又は機関の名称・代表者名・所在地）

下記1の出土文化財を下記2のとおり（　　）に｛譲与、譲渡、寄託｝し、一括保存することを了解します。

記

1　出土文化財の名称等

(1)　出土文化財の名称

(2)　出　土　地　名

(3)　出 土 年 月 日

2　一括保存の方法

(1)　一括保存のために譲与等を行う場合は、譲与等を受ける者の氏名、住所（又は機関の名称、代表者名、所在地）

(2)　保管等を行う施設の名称、所在地、規模、構造の概要及び保管責任者

(3)　保存・活用の具体的な内容

別紙様式２

物品（国保有出土文化財）借受申請書

昭和　　年　　月　　日

文　化　庁　長　官　殿

借受申請者
氏名（又は機関の名称及び代表者名）　㊞
住所（又は機関の所在地）

下記のとおり、物品（国保有出土文化財）を借り受けたいので、申請します。

記

1　借受申請物件

(1)　品名及び数量

(2)　出土地・遺跡名

2　借受申請物件の使用計画

(1)　使用（保管、展示等）目的

(2)　使用（保管、展示等）計画

(3)　借受希望期間（展示を行う場合は、その期間を付記すること。）

(4)　使用（保管、展示等）場所の名称、所在地

(5)　使用（保管、展示等）建物その他の施設、設備の概要

(6)　借受品を取扱う専門技術者の氏名、経歴

(7)　借受品の輸送方法

※　添付書類等

保管・展示等を行う建物の概要及び展示・防災・防犯施設等を示す図面その他の資料

〔付１〕 埋蔵文化財関係通知

教 文 第 ５２０ 号
昭和５５年９月１９日

各市町村教育委員会教育長殿

三重県教育委員会
教育長　横 田 英 司

開発事業にかかる埋蔵文化財の取り扱いについて（通知）

従来から、開発事業にかかる埋蔵文化財の保護については、文化財保護法（以下「法」という。）および三重県文化財保護条例（以下「条例」という。）などにより、開発関係機関及び事業者と十分に協議して遺漏のないよう努められているところであるが、埋蔵文化財の保護をより円滑に調整するため、下記のことに十分留意の上、当教育委員会と連絡を密にして万全を期されたい。

なお、昭和４８年７月１０日付け、教文第３５３号の通知は廃止する。

記

1. 埋蔵文化財の周知徹底
   (1) 精密な遺跡地図を作成し、開発関係機関および埋蔵文化財所在地の土地所有者などに配布するとともに、協議資料として活用する。
   (2) 土地所有者の了解のうえ、現地に遺跡標柱を設置して所在地を明確にする。
   (3) 定期的に遺跡を巡視し、保護のため適切な処置をする。
2. 開発計画地内の埋蔵文化財の所在確認と保存
   (1) 遺跡地図との照合によるほか、現地における分布調査を実施する。
   (2) 開発計画地内に埋蔵文化財が所在する場合は、計画地内から除外して現状保存に努める。
   (3) 計画地内から除外できない場合は、緑地帯などとして現状保存に努める。
   (4) 保存方法を検討するため、現地立会または範囲確認調査を実施する。
   (5) 周知の埋蔵文化財を土木工事等により発掘しようとする場合法の規定により、民間事業にあっては、着手の６０日前までに届出を公共事業にあって

は、あらかじめ通知を文化庁長官に提出するようにする。

(6) 指定史跡については、法および条例の規定にもとづいて処置するか、隣接地における事業計画についてもその環境に影響を与えぬよう十分注意する。

3. 開発計画と埋蔵文化財の発掘調査

(1) 現状保存が困難な場合は、発掘調査を実施する。

(2) 発掘調査を実施する場合は、法の規定により、遺跡調査会、大学などが主体となる発掘調査にあっては、着手の 30日前までに届出を、教育委員会が主体となる発掘調査にあっては、着手の 30日前までに通知を文化庁長官に提出する。

なお、範囲確認調査を実施する場合も、同じ手続きをとる。

(3) 発掘調査の面積、期間、経費および調査箇所については、開発関係機関および事業者の意見を十分尊重して協議調整する。

(4) 発掘調査の結果、学術的価値が高いと判断された時は、現地保存について協議する。

(5) 発掘調査および保存に要する経費は、原則として原因者負担とする。

なお、分布調査および範囲確認調査に要する経費も、原則として原因者負担とする。

4. 新確認の埋蔵文化財の措置

(1) 工事などにより埋蔵文化財を新たに発見したとの報告をうけた場合は、ただちに実情調査し、埋蔵文化財として確認した場合は、その取り扱いについて開発関係機関および事業者などと協議する。

(2) 埋蔵文化財として確認した場合は、法の規定により、現状を変更することなく、ただちに土地所有者などにあっては、届出を、公共事業にあっては通知を文化庁長官に提出するよう指示する。

開発行為にかかる埋蔵文化財の取り扱いについて

従来から開発行為にかかる埋蔵文化財の保護については、文化財保護法及びそれに基づく各種の覚書、通知並びに文化財保護の指導要項等により、関係機関及び開発行為の事業者と十分に協議し、遺漏のないよう努めているところである。埋蔵文化財は、現状保存されることが大原則であるが、開発行為の計画実施上、現状保存が困難な場合もあり、開発行為と埋蔵文化財保護とを円滑に調整するため、次のとおり取り扱うものとする。

Ⅰ　開発計画と埋蔵文化財の確認

1　開発計画の確認

周知の遺跡において、開発行為を実施する場合は、文化財保護法の規定により、事前に文化庁長官に協議することになっているが、埋蔵文化財の保護をより徹底するために、次のとおりとする。

(1)　公共事業にかかる開発計画については、関係機関に対し当該年度の計画を照会して、開発行為の場所、規模、時期等を確認する。

ただし、市町村にかかる開発計画については、市町村教育委員会において確認するよう指導する。

(2)　民間事業及び個人の用に供する事業にかかる開発計画については、市町村教育委員会において確認する。

2　開発計画地内の埋蔵文化財の確認

開発計画地内の埋蔵文化財の所在の有無については、遺跡地図、遺跡台帳と照合するほか、現地での遺跡分布調査を実施するものとし、その方法は、次のとおりとする。

(1)　遺跡分布調査は、計画地全域を踏査することを原則とするが、事業規模、性格等を勘案して適宜判断しておこなう。

(2)　遺跡分布調査は、原則として次の者がおこなう。

a．国直轄、国の公社公団、県営及び県の公社の事業等については、当該市町村教育委員会との連絡を密にして、県教育委員会が実施する。

b. 市町村営、民間事業及び個人の用に供する事業については、市町村教育委員会が実施する。

ただし、当該市町村教育委員会から指導、助言の要請があった場合は、県教育委員会が協力する。

(3) 遺跡分布調査の経費は、原則として次による。

a. 公共事業にかかるものについては、県及び市町村教育委員会が負担する。

b. 民間事業にかかるものについては、事業者が負担する。

c. 個人の用に供する事業にかかるものについては、市町村教育委員会が負担する。

3 遺跡分布調査の結果の報告

遺跡分布調査の結果については、埋蔵文化財の有無にかかわらず、当該開発行為の事業者に報告する。

ただし、市町村教育委員会の実施した結果については、その報告の写を県教育委員会に1部提出する。

Ⅱ 開発計画と埋蔵文化財の保存

1 事前協議の徹底

開発計画地内に埋蔵文化財の所在が確認された場合、県又は市町村教育委員会は、開発行為の事業者と、現状保存を目的に計画の内容等について協議する。協議の結果、現状保存される埋蔵文化財については、その保存方法等について原則として現地立会を実施し、開発行為の事業者は、保護措置又は保護協定書等を提出する。

現状保存の方法とは、原則として次のとおりとする。

(1) 計画地内より除外して現状保存する方法。

(2) 計画地内において現状保存する方法の場合は、次による。

a. 団地、工場、レジャー施設等の場合は、保全緑地又は緑地公園等として保存する。

b. 地下遺構等に影響を与えない程度の掘削あるいは盛土で、道路、住宅等の構築物をつくらない状態として保存する。

c．その他、埋蔵文化財を現状保存する方法で、適切であると認められる状態として保存する。

2　範囲確認調査の実施

埋蔵文化財の保存方法については、埋蔵文化財の範囲、性格及び地下遺構等を確認するため、原則として次により範囲確認調査を実施する。

(1)　範囲確認調査の調査主体は、Ⅰの2の(2)に準ずるものとし、その実施方法は、原則として次による。

a．団地、工場等面的な開発計画の場合は、４００㎡毎に１か所以上の試掘壙（４ｍ×４ｍ）を設定して実施する。

b．道路等線的な開発計画の場合は、２０ｍ毎に１か所以上の試掘壙（４ｍ×４ｍ）を設定して実施する。

c．ａ、ｂの調査は、遺物包含層がなくなるまで掘り下げて、遺構、遺物の検出及び遺物包含層の深さ等を確認する。

(2)　範囲確認調査の経費は、原則として次による。

a．公共及び民間事業等にかかるものについては、事業者が負担する。

b．個人の用に供する事業にかかるものについては、市町村教育委員会が負担する。

3　範囲確認調査の結果の報告

範囲確認調査の結果については、当該開発行為の事業者に報告し、その結果に基づき開発計画にかかる埋蔵文化財の保存方法又は発掘調査の要、不要及び工事立会の要、不要等を協議する。

ただし、市町村教育委員会が実施した結果及び協議結果等については、その写を、県教育委員会へ１部提出する。

Ⅲ　開発計画と埋蔵文化財の発掘調査

1　発掘調査の実施

開発計画の規模、性格及び必要性を検討し、さらに、Ⅱの２の結果を勘案してもなお現状保存が困難な場合は、次により発掘調査を実施する。

(1)　現状保存が困難な場合とは、原則として次のとおりとする。

a. ほ場整備事業等の造成工事で掘削する場合、遺物包含層の最上面と開発計画地表面までが原則として１５㎝以下で、地下遺構等に影響を与える場合。

b. 道路、住宅等の建築物の構築及び排水溝等の埋設をする場合。

c. 掘削又は盛土工事によって、古墳等の周辺の地形が著しく改変される場合。

d. その他、現状保存が困難であると認められる場合。

(2) 発掘調査の安全を期するため、「発掘調査にかかる安全作業指針」を別に定める。

(3) 発掘する遺跡の規模、性格等によっては、専門家等の指導及び協力を受け、発掘した遺構、遺物の規模、性格によっては、研究機関等に委託調査することができる。

(4) 特に、発掘調査の面積、期間、経費、調査場所等については、当該開発行為の事業者の意見を十分尊重し、協議、調整のうえ実施する。

(5) 発掘調査の調査主体は、Ⅰの２の(2)に準ずる。

(6) 発掘調査の経費は、原則として次による。

a. 当該開発行為の事業者が負担する（原因者負担の原則）ものとする。

ただし、当該開発計画の規模、性格、事業者の負担能力等を勘案し、原因者負担が困難である場合は、補助事業とすることができるが、これについては、「埋蔵文化財緊急発掘調査にかかる経費補助について」を別に定める。

b. 発掘調査の経費は、現地調査費、出土品整理費及び報告書作成費としその内容は、埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項等に準ずる。

なお、総経費の積算基準は別に定める。

2 発掘調査の結果については、当該開発行為の事業者に報告するとともに、地域住民に対して現地説明会等を実施する。

ただし、発掘調査の結果、特に重要な遺構、遺物等が検出された場合は、遺跡の保存方法について、国、県及び市町村教育委員会と当該開発行為の事業者で別途協議する。

〔付２〕 埋蔵文化財担当業務

担当業務		業務の内容
開発事業との事前協議	民間事業	建築許可等に関する幹事会に基づく協議 宅地開発事業の基準に関する条例に基づく協議・確認審査 ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱に基づく協議・確認審査 大規模土地取引等に関する事前指導要綱に基づく協議 都市計画法に基づく協議・確認審査 工場立地法に基づく特定工場の届出に関する協議 林地開発行為許可申請に基づく協議 市町村における開発協議についての指導・助言
	公共事業	県営ほ場整備事業等各種農業基盤整備事業に伴う協議 広域農道等各種農道改良事業に伴う協議 広域林道等各種林道改良事業に伴う協議 農村工業導入法に基づく協議 国・県道等各種道路改良事業に伴う協議 国・県管理河川改良事業に伴う協議 市町村総合計画等の事前審査 市町村の公共事業における埋蔵文化財保護に関する指導助言
連絡会議	県内	三重県文化財保護連絡会議 （庁内・公社等開発関係各課長） 文化財保護連絡会 （各教育事務所管内市町村・県各部関係出先機関担当者） 埋蔵文化財担当者会議（各市町専任係）
	県外	東海三重県埋蔵文化財担当者会議 近畿７府県技師会
事務処理	進達・伝達申請等	発掘届出書の処理 発掘通知書の処理 遺跡発見届出書および通知書の処理 埋蔵文化財認定・譲与願等の処理 発掘調査に関する補助金申請・交付事務 埋蔵文化財行政調査等の処理 埋蔵文化財経理事務
文化財パトロール	処置	巡回報告の処理 現地立会等による緊急協議 関係市町村への連絡協議

担当業務		業務の内容
緊急調査	県教育委員会直営	各種公共事業関係緊急・計画分布調査 各種事前協議に伴う現地立会調査 発掘調査に関する計画立案事務 県営は場整備事業地緊急発掘調査 国・県道等道路改良工事計画地発掘調査 国・県管理河川改修工事計画地発掘調査 斎宮跡発掘調査 重要遺跡確認、緊急発掘調査
	市町村教委等	発掘調査に関する計画立案等の指導助言 発掘調査の担当者派遣 発掘調査の指導・助言・協力 分布調査の指導・助言・協力
	報告書作成	県教育委員会直営調査報告書作成 市町村教委調査、担当者派遣分報告書作成 市町村教委調査、報告書作成指導・助言
普及・公開	部外協力	各出版物遺跡写真掲載許可 保管出土品写真撮影許可 各展覧会等への保管出土品展示許可 各展覧会展示指導・協力
	研修	埋蔵文化財調査技術者研修 （県内研修会・県外派遣）
	講演	講演会講師派遣・斡旋 発掘調査遺跡現地説明会の開催
資料等の整理保管	整備	新発見遺跡の遺跡台帳追加整理 〃　遺跡地図　〃
	出土品	出土品洗浄・註記・接合・修復・復元 特殊遺物の保存処理・保管
	図面	遺跡・遺物実測図面整理 遺跡・遺物写真整理
	資料	県内外関係図書資料整理 開発協議資料の整理

〔付3〕 三重県埋蔵文化財認定通知物件

三重県		物件名	出土地	出土年月日	発見者	土地所有者	現保管場所	文化庁	
文書番号	日付							文書番号	日付
教文第266号	55. 5.13	土器類破片812箱、井戸曲物5点、くりぬき井戸枠1点、井桁枠材1組、井戸枠材等の残片総計196点、鉄器片22箱、土錘36箱、土錘、羽口、土馬、土器類片50点、完形土器類（復元品も含む）243点、銅銭68点、銅鏡1点、銅製五輪塔1点、不明石製品2点、銅製帯金具1点、石帯1点、鉄鏃1点、鉄製品65点、銅製刀製具1点	松阪市土古路町字南山	55. 5. 2	松阪市教育委員会	個人	松阪市教育委員会	委保第5の2435号	54. 8.21
教文第365号	55. 6.27	石斧2点、敲石1点、石鏃1点、ナイフ状剥片1点、石匙1点、鉄器1点、土器片1点、剥片、砕片若干	員弁郡北勢町大字田辺字北山304−1	55. 5.30	北勢町教育委員会	多奈閑神社及び地区住民	北勢町教育委員会	委保記第22−794号	54.10.17
教文第468号	55. 8.15	弥生式土器 高杯基部片 1個 同 破片 11個	尾鷲市古江町	55. 8. 1	尾鷲市文化財調査員 個人	個人	尾鷲市立中央公民館郷土室		

教文第565号	55.10.20	土器　コンテナ箱150箱 石器　有舌尖頭器1点、 石匙1点、石鏃数点 鉄器　鉄斧1点、刃子1点 鉄鏃数点、鉄片数点 玉類　勾玉2点、管玉2点	名張市中村760	55. 9.24	名張市 教育委員会	新東昭開発株式会社	名張市 教育委員会	委保第5の 771号	55. 3.25
教文第564号	55.10.20	素焼茶碗破片 陶土器破片　} 20数片	員弁郡藤原町大字東 禅寺字寺山1645−1 1645−3	55. 9.26	藤原町 教育委員会	小野田セメント 株式会社	藤原町 教育委員会	委保第5の 3029号	55. 9.12
教文第653号	55.12.10	土師器、須恵器、灰釉土器、山茶椀、緑釉土器、瓦片等、整理用コンテナバット約30箱分	四日市々羽津字前山 四日市々南いかるが町	55.11.26	四日市々 教育委員会	個　人	四日市々 郷土資料館	委保記第33 −1621号	55.11.14

三 重 県 教 育 委 員 会

文　　化　　課	津市広明町13　三重県庁内7階 TEL 0592-24-2986～2988
埋蔵文化財整理所 （通称文化課分室）	津市桜橋2丁目 TEL 0592-27-2465
斎宮跡調査事務所	多気郡明和町斎宮 TEL 05965-2-1732
埋蔵文化財上野整理所	上野市丸の内117 TEL 0595-24-0079